

兵庫県公報

平成24年10月30日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会公告		ページ
○ 職員の給与等に関する報告及び勧告	1

人事委員会公告

兵庫県人事委員会は、平成24年10月15日、兵庫県議会及び兵庫県知事に対し、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告を行ったので、その全文を公表する。

平成24年10月30日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

別紙第 1

報 告

1 本年の報告及び勧告に当たって

我が国の経済は、昨年3月に発生した東日本大震災により深刻な打撃を受けたものの、その後のサプライチェーンの急速な立て直しにより、景気は持ち直しに転じたところである。しかしながら、欧州政府債務危機の顕在化等による世界経済の減速等により、復興需要等を背景とした景気回復の動きに足踏みがみられる。雇用・賃金情勢については依然として厳しさが残るものの、改善の動きもみられるところである。

本委員会が行った、本年の「職種別民間給与実態調査」においては、雇用調整を行っている事業所の割合は昨年比で増加し、その割合は全国値を上回っており、依然として厳しい状況が続いている。

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本として行ってきたところである。

最近の職員給与を見ると、民間賃金の厳しい状況を反映して、平成21年度から3年連続で年間給与は引き下げられている。また、財政構造を安定的・持続的なものに転換していくために策定された「新行財政構造改革推進方策」及び「第2次行財政構造改革推進方策」に基づき、平成20年4月から、給与の抑制措置が行われている。

本年の報告及び勧告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約53,000人（市町立学校県費負担教職員約24,900人を含む。）となっている。

また、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,700人となっている。

本年実施した「平成24年職員給与実態調査」（平成24年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料358,479円、扶養手当9,928円、地域手当23,464円、その他手当28,265円、計420,136円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,573円、扶養手当11,141円、地域手当23,491円、その他手当29,829円、計405,034円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数52,990人、平均年齢42.5歳、平均経験年数20.4年となっている。男女別構成比は、男性63.4%、女性36.6%、学歴別構成は、大学卒79.0%、短大卒6.7%、高校卒14.3%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.3%、20歳台16.5%、30歳台22.5%、40歳台26.4%、50歳台34.1%、60歳以上0.2%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数8,563人、平均年齢43.7歳、平均経験年数22.1年となっている。

（参考資料 第1 職員給与関係資料 参照）

3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,816のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した418の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約17,100人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況、給与改定の状況や雇用調整の実施状況についても、引き続き調査した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で36.5%（昨年38.1%）、高校卒で18.0%（同25.3%）と昨年に比べ、いずれも減少している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置き割合が、大学卒では95.2%（昨年91.9%）、高校卒では90.2%（同94.4%）となり、大勢を占めている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,558円、高校卒で158,718円となっており、昨年とほぼ同額となっている。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は11.8%（昨年12.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.9%）と、ともに昨年と比べ僅かに減少している一方、ベースアップの慣行のない事業所の割合は70.4%（同64.7%）と増加している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は78.7%（同81.1%）となっており、昨年に比べ減少している。昇給額については、昨年に比べ増額となっている事業所の割合が14.0%（同14.8%）と昨年に比べて減少しているのに対して、減額となっている事業所の割合は10.5%（同9.9%）と増加している。

(雇用調整の実施状況)

平成24年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、別表第3に示すとおり26.3%（昨年23.0%）と増加している。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制12.7%（同11.4%）、残業の規制8.4%（同2.9%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転6.4%（同4.8%）、転籍4.3%（同2.3%）の順となっている。

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況をみると、民間企業においては、依然として厳しい状況が続いている。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 公民給与の較差

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあつては行政職、民間従業員にあつては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、責任の度合、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレース方式による比較を行った。この結果、別表第4に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与が民間従業員給与を19,988円（5.11%）下回っている。この較差は、本県において「第2次行財政構造改革推進方策」に基づき、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を486円（0.12%）上回っている。

イ 住居手当

民間における住居（住宅）手当の支給状況を調査した結果は、別表第5に示すとおりである。

(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第6に示すとおり、平均所定内給与月額との3.95月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（3.95月）と均衡している。

5 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月とほぼ同水準となっている。一方、所定外給与は3.0%減少しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、0.3%の減少となっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.4%増加している。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.5%上昇しており、全国の0.4%より上昇率が大きくなっている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯154,210円、3人世帯176,100円、4人世帯197,980円となっている。

（参考資料 第3 生計費関係資料 参照）

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.1ポイント下回り、4.6%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.10ポイント上昇して0.68倍（季節調整値）となっており、全国の0.79倍（同）を下回っている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

6 人事院の給与に関する勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、国家公務員制度改革等について報告した。

その概要は別表第7のとおりである。

7 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

本年については、前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレース方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差は△486円（△0.12%）となったことから、これを解消するための改定を行うことが適当である。

(2) 月例給**ア 給料表**

給料表については、従来、公民較差が小さく、適切な給料表の改定が困難な場合には、その改定を見送っていることから、本年は給料表の改定を行わないこととした。

イ 自宅に係る住居手当

人事院は、平成21年に自宅に係る住居手当の廃止を勧告し、国では既に当該手当は廃止されたところである。

本委員会においても、自宅に係る住居手当について、平成21年に廃止に向けた見直しを行うよう勧告するとともに、同年及び平成22年に、給料表等の改定とあわせ、公民較差を解消するための引下げを行うよう勧告したところであり、本年においても、公民較差を解消するための引下げを行う必要がある。

また、国では既に廃止され、他の都道府県においても、多くの団体で廃止、又は廃止決定済みとなっており、本県においても、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、廃止する必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

前記のとおり、民間における年間支給割合が職員の年間支給月数と均衡していたことから、本年は期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

(4) 昇給・昇格制度

人事院は、本年の勧告において、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準をより抑える方向で、早急に昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとして、55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給しないこととするとともに、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することとし、平成25年1月1日から実施することとしている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。

(5) 公民較差を解消するための改定の実施時期等

本年の改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、遡及することなく実施する必要がある。

なお、これまで、年間給与で民間との均衡を図るために行うこととしてきた調整措置については、本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(6) その他の課題**ア 経過措置額**

人事院は、昨年、給与構造改革における経過措置額について、平成25年3月末までに廃止することを勧告したが、本年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律において、平成26年3月末に廃止することとされたところである。

本県においても、経過措置額について、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

イ 通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当

明石海峡大橋を運行する交通機関を利用して通勤している職員の通勤手当については、明石海峡大橋の利用に係る運賃の加算措置が講じられており、明石海峡大橋を交通用具を使用して通勤している職員の通勤手当については、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等と同様の加算措置が講じられているところである。

しかしながら、近年、通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤事情が変化してきていることから、明石海峡大橋の通行料金水準が高いことに鑑み、通勤経路に明石海峡大橋を含む場合の通勤手当の支給額について、職員の通勤実態、国及び他の都道府県の状況を考慮して、検討していく必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の報告において、新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の給与への反映について、国の制度改正、他の都道府県の動向に配慮しつつ、任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると言及したところである。

任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

エ 地域間給与配分の検証

人事院は、本年の報告において、民間給与との地域別の較差と全国の較差との率の差が縮小し、安定的に推移してきていると認められることなどから、平成18年度から実施した給与構造改革における地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したと評価し、今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等に注視していくこととしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

オ 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、昨年報告において、官民の給与比較に関する課題として、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくことに言及し、本年、「職種別民間給与実態調査」で係長の定義の見直し（部下数要件の廃止）を行った。さらに、本年の報告においては、来年度からの措置を念頭に、調査対象となる産業の拡大、調査対象職種の拡大や官民の給与比較を行う際の職種の対応関係のあり方等について検討を進めていくこととしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

8 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の調和を図る観点からも、超過勤務の縮減や、休暇の取得しやすい職場環境づくりを進める必要がある。このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告し、任命権者においても、事務改善の取組や、総務事務システムの導入、あるいは超過勤務の上限目標やノー残業デー、ノー会議デー等の設定など様々な取組が進められているところであるが、なお長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられるところである。

そのため、任命権者においては、これまでの取組に加え、総務事務システムについて、服務、給与関連申請業務等へ拡充することにより、事務の一層の効率化を図るなど超過勤務の縮減に向けたさらなる取組が進められている。

さらに、サマータイム期間においては、従来の定時退庁日に加え、全庁並びに所属単位での夏の定時退庁週間の設定を行うとともに、定時退庁日及び全庁の定時退庁週間においては、管理職による退庁確認及び施錠等の取組が進められている。

任命権者においては、引き続き、事務の効率化を図るとともに、特に長時間にわたる超過勤務のある職場の状況を注視しながら、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を一層推進していく必要がある。

また、教育委員会においては、平成21年3月に策定した「教職員の勤務時間適正化対策プラン」をより実効あるものとするため、学校業務改善実践事例集の作成・配布や、学校業務改善推進校・実践校の指定などの取組が進められてきた。さらに本年度においては、教職員の勤務実態全県調査の実施や「教職員の勤務時間適正化対策プラン」の進捗状況の把握、学校業務改善担当者会議等の開催等の取組が進められるとともに、取組評価検討会の設置によるこれまでの取組の評価検証や今後の取組の方向性の検討が予定されているところであるが、本委員会としても、教職員が児童生徒と向き合う時間的なゆとりを確保するという職場環境づくりの面からも、実効性が上がる取組の一層の推進が重要との認識のもと、対応を注視していきたい。

また、年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向けては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得のほか、夏季における休暇の取得促進が図られるような取組について検討するなど、さらに取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的か

つ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

そのため、任命権者においては、メンタルヘルス対策として、職場復帰支援のマニュアルの策定、職場復帰支援員の配置等の取組が進められ、心の健康を害した職員の数が増加するなど、一定の成果が見られるものの、引き続き、これらの取組の一層の推進を図る必要がある。

心の健康は、長時間労働等勤務状況はもちろん、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の職場での人間関係と深い関わりを持つ場合もあることから、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。特に、ハラスメントについては、指針の策定や言動例の周知、相談窓口の設置等、任命権者において鋭意取組が進められているところであるが、引き続き発生防止に努めることが肝要である。

また、東日本大震災の被災地支援のために派遣されている職員をはじめ、災害対応に従事している職員については、過度のストレスが懸念されることから、心身の健康管理に留意する必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

本県では、平成15年度に「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」が策定されて以来、継続的な取組が進められてきたところであり、本年度からは、意思決定過程への女性の参画促進、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくり、仕事と生活の両立を3つの柱とする第4次率先行動計画が実施されている。

本委員会は、男性職員の育児休業の取得促進に向け、昨年報告において、短期の育児休業取得者に対する期末手当の在職期間の改善について言及するとともに、制度化を図ったところであるが、任命権者においては、新たな率先行動計画に基づき、男性職員の育児参加の促進に向けた子育てしやすい職場づくりや女性職員の能力発揮と活躍支援、働きやすい職場づくり等の取組を一層推進していく必要がある。

(4) 人材の確保

職員の採用においては、本県の将来を担う能力と意欲、そして夢と高い志を持つ優秀な人材を確保していくことが必要であり、これまでから、受験年齢の見直しや人物重視の試験方法への改善を行うとともに、大学説明会や職場見学も含めた職員ガイダンスの実施等の様々な広報活動を展開してきた。さらに本年度からは、年度当初に募集予定職種と採用予定人数を県ホームページに一括公表し、受験者への早期情報提供に努めるなど、人材確保方策の充実を図ったところである。

今後も引き続き、魅力ある職場づくりとともに、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについての情報発信や試験方法の改善等に取り組み、本県が求める人材の確保に努めていく必要がある。

9 高齢期の雇用

人事院は、昨年、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること等を内容とする意見の申出を行ったが、本年3月に決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする事とされたところである。

このため、人事院は、本年の報告において、定年退職後の職員の能力と経験を活用していくには、60歳前も含め人事管理全体を見直すとともに、再任用職員の大幅な増加が見込まれる中、行政事務の執行体制の見直しや再任用職員が担う職務の整備等に取り組む必要があるとするとともに、平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要があるとしている。

本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続について、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について、検討を進めていく必要がある。

10 公務員制度改革

国家公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法に基づき、昨年6月、国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出され、継続審査とされている。人事院は、本年の報告において、4法案が定める改革案は、国民生活に与える影響も大きいことから、その目的や効果、影響等についての十分な検討を経て、関係者や国民の理解と納得の下で議論が行われるべきであるが、4法案の内容については、これまでに必ずし

も国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要であるとし、4法案が定める改革案に関し、特に重要と考える論点を改めて提示したところである。

一方、地方公務員に関しては、国家公務員制度改革基本法に、「地方公務員の労働基本権の在り方について、国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されており、現在、総務省において検討が進められている。

今回の改革は、現行の地方公務員制度の抜本的な改革であり、給与等勤務条件の決定過程に大きな影響を及ぼすものであることから、本委員会としても、全国人事委員会連合会を通じて、国と地方による協議の場の設定等により、十分な議論を重ね、慎重に検討する必要があることや、民間給与調査の客観性、精密性の確保等について、総務大臣に意見を提出してきたところである。

本県においても、引き続き、国及び関連法案の動向に留意する必要がある。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

本県の経済は、全体として持ち直しつつあるものの、年明け前後から足踏み状態が続き、世界経済の減速や円高の定着等もあり、多くの企業で引き続き雇用調整等、種々の経営改善努力が行われている。

また、昨今の公務員をめぐる情勢が大きく変化している中、本県においては、組織、定数などの見直しとともに、給与抑制措置が実施されている。この措置は議会で議決された行財政構造改革推進条例及び推進方針に基づき、現下の諸情勢を総合的に勘案し、人事委員会勧告制度とは別の観点から提案され、毎年度労使間で十分に協議された上で実施されているものであるが、結果として既に相当期間に及んでおり、職員の士気等に与える影響を懸念する意見もある。

本年の報告及び勧告は、職員にとって厳しい内容となっているところであり、本委員会としては、関係者の努力により、諸条件が整えば、地方公務員法に定める給与決定の原則が尊重されることを期待する。

職員にあつては、県政を取り巻く大きな環境変化の中、県民生活の向上、県政の推進、さらには、東日本大震災の被災地の支援に向け、職務に精励されていることに深く敬意を表するとともに、引き続き厳しい環境の下、高い倫理観と使命感を保ち、一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれては、職務に懸命に取り組む職員の努力への配慮とともに、その士気高揚や職員が十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に意を用いていただき、あわせて勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告及び勧告について適切に対応されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員		11.8	17.4	0.4	70.4
課 長 級		8.8	13.2	0.4	77.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		82.6	78.7	14.0	10.5	54.2	3.9	17.4
課 長 級		69.2	65.9	11.8	8.5	45.6	3.3	30.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	12.7
残業の規制	8.4
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.4
転籍	4.3
一時帰休・休業	4.0
賃金カット	3.0
希望退職者の募集	2.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.6
正社員の解雇	0.6
ワークシェアリング	0
計	26.3

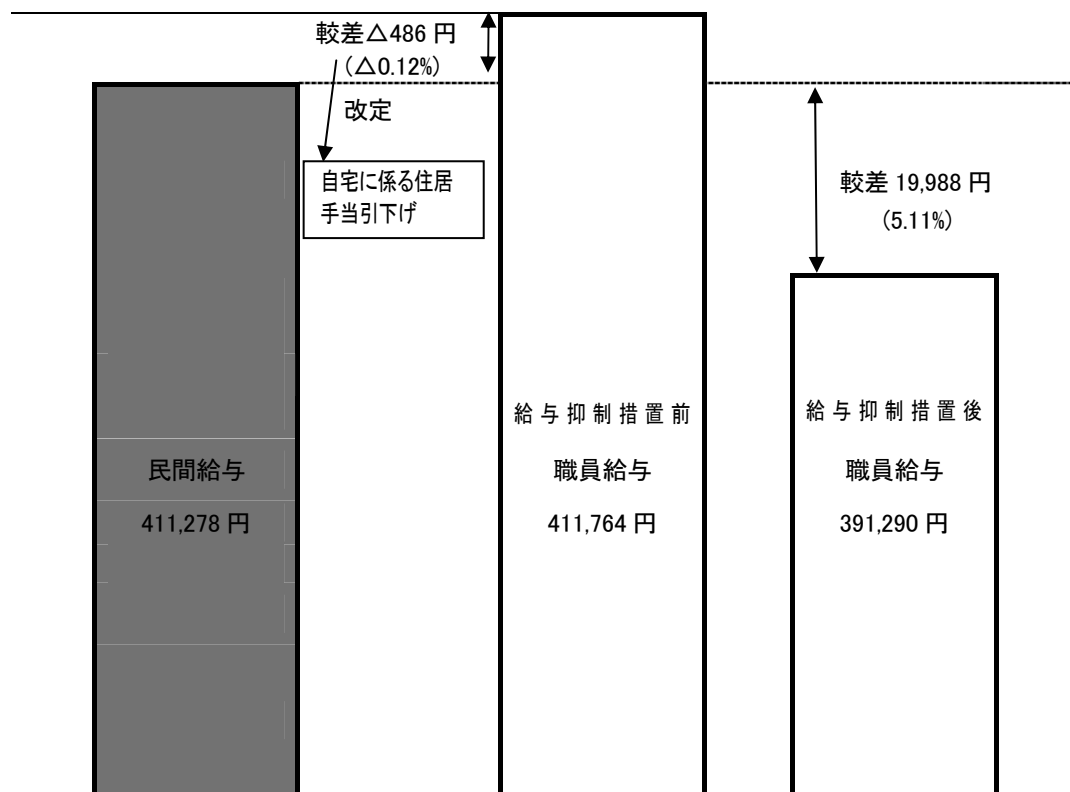
(注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。
 2 項目については、複数回答である。

別表第 4 給 与 較 差 (行 政 職 関 係)

民間従業員の給与 (A)	411,278円
県職員給与 (B)	411,764円 [391,290円]
較 差 (A)-(B)	△ 486円(△0.12%) [19,988円(5.11%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 []内は第2次行財政構造改革推進方策に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



別表第5 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
支	給	54.3%
	借家・借間居住者に支給	50.4%
	自宅居住者に支給	37.7%
非支給		45.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 の最高支給額の中位階層		28,000円以上 29,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
		平均所定内給与 月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	728,767円 758,607円	463,328円 483,715円
	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2)	1.95月分 2.03月分	1.62月分 1.70月分
特別給の 支給割合	計	3.98月分	3.32月分
年間の平均		3.95月分	

(注) 1 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

別表第7 人事院の給与に関する勧告等の概要

1 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要												
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差（給与減額支給措置による減額前）△273円（△0.07%） （給与減額支給措置による減額後）28,610円（7.67%） (2) 特別給 民間における支給割合 3.94月												
給与改定の内容	(1) 月例給 給与減額前の較差（△0.07%）に基づき、改定なし (2) 期末・勤勉手当 公務と民間の支給月数が均衡しており、改定なし												
給与制度の改正等	(1) 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施） 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正 ① 昇給制度の改正 ・ 55歳を超える職員の昇給（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員） <table border="1" data-bbox="600 1115 1251 1234"> <thead> <tr> <th>勤務成績</th> <th>極めて良好</th> <th>特に良好</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>4号俸以上</td> <td>3号俸</td> <td>2号俸</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>2号俸以上</td> <td>1号俸</td> <td>昇給しない</td> </tr> </tbody> </table> ② 昇格制度の改正 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減 (2) 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応 ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復（対象）31歳以上38歳未満の職員（平成25年4月1日現在） 昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整 (3) 地域間給与配分の検証 ・ 地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価 ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視 (4) 産業構造、組織形態の変化等への対応 ・ 現在調査対象としていない産業のうち、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加 ・ 来年度から措置することを念頭に、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討	勤務成績	極めて良好	特に良好	標準	現行	4号俸以上	3号俸	2号俸	改正後	2号俸以上	1号俸	昇給しない
勤務成績	極めて良好	特に良好	標準										
現行	4号俸以上	3号俸	2号俸										
改正後	2号俸以上	1号俸	昇給しない										

2 国家公務員制度改革等に関する報告

事 項	概 要
国家公務員制度改革についての基本認識	<p>(1) 国家公務員制度改革の理念と人事院の認識 改革に当たっては、国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要</p> <p>(2) 国家公務員制度改革の経緯 国家公務員制度改革関連 4 法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要</p> <p>(3) 国家公務員制度改革関連 4 法案の論点</p> <p>① 協約締結権付与に関する論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと ・ 国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること ・ 労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること <p>② 人事行政の公正の確保に関する論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用試験及び研修の公正な実施の確保 ・ 幹部職員人事の公正確保
高齢期における職員の雇用問題	<p>年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題。本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題</p> <p>【新たな再任用に関する課題と取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題 ・ 新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき ・ 各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応 ・ 平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、意見の申出(平成23年9月)で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要
人事行政上の諸課題への取組	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価の適正な実施及びその活用 評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施 ・ 幹部人材育成・研修の在り方 幹部要員を育成する研修について、更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討 ・ 専門家の計画的育成 職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適性を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要 <p>(2) 職員の勤務環境の整備</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 超過勤務の縮減 各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要 超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要・ 男性の育児休業取得の促進 男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施・ 配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討 各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討
--	---

別紙第 2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

1 平成24年度の改定

(1) 改定の内容

ア 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当の月額を500円とすること。

イ 昇給制度

55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第12条第 1 項及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第12条第 1 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(2) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、(1)イについては、平成25年 1 月 1 日から実施すること。

2 平成25年度の改定

(1) 改定の内容

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、平成25年 4 月 1 日から実施すること。

職員の給与等に関する報告及び勧告

参 考 資 料

平 成 24 年

兵 庫 県 人 事 委 員 会

- 目 次 -

第 1 職員給与関係資料

職員給与実態調査の概要	18
第1表 職員の給料表別給与	19
第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数	20
第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比	20
第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布	21
第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額	22
第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布	33
第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額	48
第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数	48
第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布	49
第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員	49
第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額	50
第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布	51

第 2 民間給与関係資料

職種別民間給与実態調査の概要	52
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	53
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	54
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	55
第16表 民間における初任給の改定状況	60
第17表 民間における定期昇給制度の状況	60
第18表 民間における賃金カット等の実施状況	60
第19表 民間における家族手当の支給状況	61
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	61
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	61
第22表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況	62

第 3 生計費関係資料

第23表 神戸市における費目別・世帯人員別標準生計費（平成24年4月）	64
-------------------------------------	----

第 4 労働経済関係資料

第24表 民間給与等の推移	65
第25表 鉱工業生産指数等の推移	67

第 1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成24年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

本年4月1日現在に在職する職員。ただし、技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。

3 調査事項

(1) 給 料

ア 年 齢

イ 学 歴

ウ 経験年数

エ 適用給料表及び職務の級、号給

(2) 諸 手 当

ア 扶養手当

イ 地域手当

ウ 住居手当

エ 通勤手当

オ 管理職手当

カ その他の手当

(3) そ の 他

ア 家賃等負担額

イ 交通機関等の運賃等負担額

ウ 交通用具の使用距離

第1表 職 員 の 給 料 表 別 給 与

給 料 表	給 与 総 額	内 訳						
		給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	そ の 他 の 手 当
行 政 職	円 3,468,305,896	円 2,916,324,739	円 95,404,500	円 201,156,161	円 37,796,100	円 130,042,484	円 66,775,600	円 20,806,312
研 究 職	103,035,524	86,537,218	2,955,000	5,170,495	1,253,300	4,254,459	2,089,520	775,532
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	33,398,496	17,926,600	405,500	3,186,510	168,600	631,386	2,911,300	8,168,600
看 護 職	1,950,679	1,692,338	18,000	120,153	1,600	106,588	0	12,000
警 察 職	4,411,736,858	3,656,853,808	156,457,500	278,207,494	54,479,800	172,229,220	12,517,120	80,991,916
大 学 教 育 職	(6,942,700) 291,788,824	(6,942,700) 253,834,445	7,045,000	15,219,049	5,193,300	8,291,630	2,090,400	115,000
高 等 学 校 教 育 職	(151,507,989) 3,804,974,004	(151,507,989) 3,245,184,499	86,780,000	196,572,914	38,880,900	88,929,051	19,805,040	128,821,600
中 ・ 小 学 校 教 育 職	(340,239,384) 10,144,724,432	(340,239,384) 8,814,982,892	177,002,000	543,475,615	125,054,300	189,465,231	106,384,320	188,360,074
任 期 付 研 究 員	1,111,417	998,244	-	65,660	-	39,953	-	7,560
一 般 任 期 付 職 員	2,003,423	1,496,120	6,500	165,877	31,200	63,386	192,340	48,000
計	(498,690,073) 22,263,029,553	(498,690,073) 18,995,830,903	526,074,000	1,243,339,928	262,859,100	594,053,388	212,765,640	428,106,594
23年	(515,450,737) 22,662,355,627	(515,450,737) 19,369,545,894	538,433,500	1,260,324,710	253,138,400	593,339,098	213,632,240	433,941,785

給 料 表	一 人 当 たり 平 均 給 与 総 額	内 訳							人 員
		給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	そ の 他 の 手 当	
行 政 職	円 405,034	円 340,573	円 11,141	円 23,491	円 4,414	円 15,187	円 7,798	円 2,430	人 8,563
研 究 職	455,909	382,908	13,075	22,878	5,546	18,825	9,246	3,431	226
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	927,736	497,961	11,264	88,514	4,683	17,539	80,869	226,906	36
看 護 職	390,136	338,467	3,600	24,031	320	21,318	0	2,400	5
警 察 職	388,357	321,906	13,773	24,490	4,796	15,161	1,102	7,129	11,360
大 学 教 育 職	(12,487) 524,800	(12,487) 456,537	12,671	27,372	9,340	14,913	3,760	207	556
高 等 学 校 教 育 職	(18,389) 461,825	(18,389) 393,881	10,533	23,859	4,719	10,793	2,404	15,636	8,239
中 ・ 小 学 校 教 育 職	(14,178) 422,732	(14,178) 367,321	7,376	22,647	5,211	7,895	4,433	7,849	23,998
任 期 付 研 究 員	370,472	332,748	-	21,886	-	13,318	-	2,520	3
一 般 任 期 付 職 員	500,856	374,030	1,625	41,469	7,800	15,847	48,085	12,000	4
計	(9,411) 420,136	(9,411) 358,479	9,928	23,464	4,960	11,211	4,015	8,079	52,990
23年	(9,690) 426,016	(9,690) 364,117	10,122	23,692	4,759	11,153	4,016	8,157	53,196

- (注) 1 平成24年4月現在のものである。以下第12表まで同じ。
 2 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示す。
 3 「任期付研究員給料表」は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)第5条第2項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 4 「一般任期付職員」に適用する給料表は、職員の給与等に関する条例第8条第1項及び公立学校教育職員等の給与に関する条例第8条第1項に定める給料表である。以下第12表まで同じ。
 5 「23年」は、平成23年4月現在のものを示す。以下第12表まで同じ。
 6 学長・副学長については、国の指定職俸給表の号俸に相当する給料月額が支給されているが、大学教育職給料表の区分に含めた。以下第12表まで同じ。
 7 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当(12分の1の額)及び義務教育等教員特別手当である。
 8 任期付研究員給料表における「-」は、当該手当の支給制度がないことを示す。
 9 職員には、この表に示す人員の他、技能労務職員が659人、企業職員が179人、病院事業職員が4,867人及び再任用職員(技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を含む。)が646人いる。

第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数

給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	平均年齢	平均経験年数
	%	%	%	%	%	歳	年
行政職	65.1	8.4	26.4	0.1	100.0	43.7	22.1
研究職	100.0	-	-	-	100.0	44.6	21.6
医師・歯科医師職	100.0	-	-	-	100.0	47.9	22.4
看護職	-	80.0	20.0	-	100.0	45.6	25.6
警察職	49.9	4.6	45.5	-	100.0	38.7	17.6
大学教育職	95.3	4.7	-	-	100.0	47.9	23.6
高等学校教育職	94.4	4.1	1.5	-	100.0	45.3	22.5
中・小学校教育職	91.9	8.1	-	-	100.0	42.9	20.3
任期付研究員	-	100.0	-	-	100.0	34.0	0.7
一般任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	47.3	23.0
計	79.0	6.7	14.3	0.0	100.0	42.5	20.4
23年	78.3	7.1	14.6	0.0	100.0	42.7	20.6

第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比

給料表	性別	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
行政職	男	4,139	74.2	228	31.6	1,288	57.1	8	100.0	5,663	66.1
	女	1,437	25.8	494	68.4	969	42.9			2,900	33.9
研究職	男	201	88.9							201	88.9
	女	25	11.1							25	11.1
医師・歯科医師職	男	23	63.9							23	63.9
	女	13	36.1							13	36.1
看護職	男										
	女			4	100.0	1	100.0			5	100.0
警察職	男	5,373	94.9	405	77.6	4,860	93.9			10,638	93.6
	女	291	5.1	117	22.4	314	6.1			722	6.4
大学教育職	男	438	82.6	9	34.6					447	80.4
	女	92	17.4	17	65.4					109	19.6
高等学校教育職	男	5,099	65.6	41	12.1	107	85.6			5,247	63.7
	女	2,676	34.4	298	87.9	18	14.4			2,992	36.3
中・小学校教育職	男	11,248	51.0	133	6.8					11,381	47.4
	女	10,807	49.0	1,810	93.2					12,617	52.6
任期付研究員	男			3	100.0					3	100.0
	女										
一般任期付職員	男	3	75.0							3	75.0
	女	1	25.0							1	25.0
計	男	26,524	63.4	819	23.0	6,255	82.8	8	100.0	33,606	63.4
	女	15,342	36.6	2,740	77.0	1,302	17.2	0	0.0	19,384	36.6
23年	男	26,542	63.8	868	23.1	6,470	83.1	10	100.0	33,890	63.7
	女	15,090	36.2	2,897	76.9	1,319	16.9	0	0.0	19,306	36.3

第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職	研究職	医師・歯 科医師職	看護職	警察職	大 学 教育職	高等学校 教育職	中・小学 校教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18歳以下	15				67						82	0.3
19	26				74					100		
20	20				76						96	16.5
21	21				90						111	
22	69				247		27	236			579	
23	88				289		43	395			815	
24	105	4	1		377		73	536			1,096	
25	95	1	3		311	1	101	647			1,159	
26	115	2			325	2	105	631			1,180	
27	111	5	1		325	1	117	629			1,189	
28	129	5			382	2	132	608			1,258	
29	123	3			395	4	135	598			1,258	
30	130	5			388	5	137	588			1,253	22.5
31	123	1			363	5	139	584		1	1,216	
32	130	4	1		400	9	126	561			1,231	
33	117	6	1		339	9	140	581	1		1,194	
34	126	4			370	12	137	481	1		1,131	
35	158	6			280	14	152	445	1	1	1,057	
36	203	5			300	16	163	449			1,136	
37	229	2			303	24	162	436			1,156	
38	258	6		1	356	11	171	425			1,228	
39	308	4			328	18	174	490			1,322	
40	306	7	2		260	20	230	506			1,331	26.4
41	325	6	1	1	251	16	200	479			1,279	
42	310	7	1		228	15	189	467			1,217	
43	320	12			193	25	202	567			1,319	
44	333	8	1		202	17	234	622			1,417	
45	266	4	1		196	17	208	511			1,203	
46	313	8	1	1	207	18	277	544			1,369	
47	328	14			266	14	346	662			1,630	
48	325	10	1	1	231	11	342	691			1,612	
49	304	6	2		287	19	385	628			1,631	
50	297	11			293	16	411	725			1,753	34.1
51	291	8	1		300	15	398	773			1,786	
52	296	7			286	19	354	908			1,870	
53	312	10	1		287	17	347	1,030			2,004	
54	271	10	4		251	15	365	1,043		1	1,960	
55	259	8	1	1	310	17	322	910			1,828	
56	301	9	2		256	20	297	1,020			1,905	
57	240	3	2		241	10	306	1,006			1,808	
58	225	7	1		224	23	302	926			1,708	
59	242	8	1		206	16	290	660			1,423	
60歳以上			6			83				1	90	0.2
計	8,563	226	36	5	11,360	556	8,239	23,998	3	4	52,990	100.0
23年	8,736	226	37	3	11,386	561	8,179	24,062	2	4	53,196	—

第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額

その1 行 政 職

職務の級 年齢	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下	15	140,888								
19	26	144,885								
20	20	150,243								
21	21	155,280								
22	69	170,786								
23	88	176,222								
24	105	183,063								
25	95	187,994								
26	60	188,411	55	199,848						
27	29	193,007	82	206,090						
28	23	195,645	106	212,301						
29	19	200,784	103	219,681	1	241,640				
30	13	200,700	68	219,467	49	239,963				
31	3	200,720	47	222,381	73	244,360				
32	5	214,520	27	226,197	98	252,296				
33			5	225,498	112	258,223				
34	2	220,107			107	266,141	16	294,146		
35					99	273,002	58	300,488		
36			1	236,048	76	281,781	123	303,650	3	330,837
37	1	233,025			62	286,983	157	313,800	8	324,211
38					53	295,290	190	322,917	15	340,518
39					35	300,871	252	331,362	21	348,412
40					31	307,227	245	339,037	29	356,480
41					20	312,491	267	345,525	35	360,968
42					17	314,042	247	350,624	44	365,603
43			2	239,070	15	323,771	237	355,404	61	370,023
44					15	326,880	227	358,050	80	373,327
45					9	329,341	178	360,690	65	375,079
46					5	333,148	195	362,839	96	377,135
47					10	337,917	193	363,808	93	377,676
48					12	339,366	146	366,088	109	380,004
49					9	347,367	158	368,562	90	382,737
50					7	345,082	28	368,555	196	383,755
51					11	359,996	14	369,430	181	387,613
52					3	370,139	10	377,998	189	391,361
53					11	368,810	18	387,685	172	394,099
54					3	342,854	25	392,564	144	396,898
55					5	363,884	25	400,763	111	400,304
56					2	390,469	18	396,886	141	402,327
57							17	405,162	106	404,023
58					2	392,301	18	407,289	119	408,014
59					4	396,374	6	410,898	111	411,071
60歳以上										
計	594	179,617	496	214,409	956	280,334	3,068	348,045	2,219	388,253

(注) この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名いる。

行 政 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級		10 級		特 10 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34			1	344,228						
35			1	351,560						
36										
37			1	344,228						
38										
39										
40			1	351,560						
41			3	358,579						
42	1	386,016	1	368,292						
43	4	386,880	1	373,274						
44	10	388,320					1	454,863		
45	14	389,095								
46	17	391,686								
47	29	391,435	2	410,310			1	449,283		
48	48	393,491	10	410,366						
49	39	395,186	8	410,827						
50	46	397,506	18	413,845	2	433,752				
51	65	399,559	19	416,232	1	436,635				
52	63	400,246	27	414,975	4	435,380				
53	75	403,284	31	416,990	5	438,290				
54	46	404,121	40	416,958	13	436,893				
55	65	405,579	35	419,350	13	438,917	4	477,206	1	530,193
56	64	405,598	40	419,249	26	438,863	9	484,241		
57	67	407,298	29	418,498	14	436,462	7	476,877		
58	50	408,354	21	421,750	11	438,191	4	477,485		
59	59	411,612	45	424,073	12	441,565	5	476,718		
60歳以上										
計	762	401,830	334	416,498	101	438,242	31	477,510	1	530,193

その2 研 究 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24			4	208,992						
25			1	214,598						
26			2	221,082						
27			5	235,560						
28			5	247,396						
29			3	261,105						
30			5	263,694						
31			1	278,964						
32			4	277,181						
33			6	280,860						
34			4	285,307						
35			3	284,926	3	327,241				
36			1	298,502	4	327,079				
37					2	338,986				
38					6	346,713				
39					4	348,779				
40					7	353,711				
41			1	280,228	5	362,459				
42					7	365,319				
43					12	367,813				
44					6	370,008	2	395,372		
45					2	373,103	2	399,592		
46					5	376,223	3	399,899		
47					3	377,234	9	406,818	2	448,286
48							6	409,017	4	447,728
49					1	377,234	3	409,502	2	458,228
50							6	411,151	5	460,518
51					1	380,636	2	413,317	5	469,771
52							1	425,442	6	468,657
53							4	424,108	6	473,982
54							3	427,091	7	484,410
55							2	427,967	6	477,686
56							2	433,445	7	462,702
57									3	456,115
58									7	474,990
59							2	432,572	6	487,018
60歳以上										
計	0	—	45	259,042	68	359,406	47	413,154	66	470,038

その3 医 師 ・ 歯 科 医 師 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下								
19								
20								
21								
22								
23								
24	1	259,000						
25	3	259,000						
26								
27	1	259,000						
28								
29								
30								
31								
32			1	387,300				
33	1	259,000						
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40					2	482,500		
41					1	494,800		
42					1	500,000		
43								
44					1	480,700		
45					1	503,900		
46					1	517,500		
47								
48							1	542,000
49							2	539,650
50								
51							1	543,600
52								
53							1	546,600
54					2	520,550	2	556,500
55							1	561,900
56							2	571,800
57							2	583,400
58							1	590,500
59							1	600,300
60歳以上							6	599,117
計	6	259,000	1	387,300	9	500,333	20	574,115

その4 看護職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38					1	296,169								
39														
40														
41					1	314,248								
42														
43														
44														
45														
46					1	335,632								
47														
48					1	352,301								
49														
50														
51														
52														
53														
54														
55								1	393,988					
56														
57														
58														
59														
60歳以上														
計	0	-	0	-	4	324,588	1	393,988	0	-	0	-	0	-

その5 警 察 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19	67	166,043										
	74	170,455										
20	76	177,381										
21	90	185,166										
22	247	196,142										
23	289	201,743										
24	366	208,321	3	212,843	8	221,884						
25	129	209,050	170	221,611	11	231,637	1	238,626				
26	81	211,316	210	229,059	34	238,129						
27	56	214,249	208	234,441	60	242,908	1	233,378				
28	31	218,793	263	238,317	86	247,569	2	265,891				
29	12	217,970	175	240,938	200	254,027	8	273,631				
30	10	214,988	134	241,085	203	258,728	41	279,322				
31	8	224,457	66	244,586	210	261,730	78	288,003			1	315,558
32	12	220,878	53	243,415	224	264,384	110	296,166			1	332,196
33	3	239,103	24	246,192	173	267,959	134	301,675	5	333,591		
34			31	249,582	174	274,712	161	309,796	4	335,316		
35	2	218,449	10	250,253	112	279,702	143	315,025	12	346,000	1	349,823
36			1	283,140	104	285,704	169	326,142	20	356,588	6	368,745
37			1	269,393	76	293,075	198	331,881	19	364,480	8	373,431
38	1	232,635	2	273,927	76	300,484	228	337,946	34	367,914	15	377,862
39	1	249,795	1	286,260	56	310,087	204	347,215	51	375,238	15	378,368
40	1	242,970			37	316,694	185	351,119	26	379,705	11	387,493
41			1	293,933	33	322,970	151	357,743	42	382,566	23	391,869
42					25	330,609	149	363,775	33	388,364	17	399,298
43					17	337,525	121	370,148	42	391,409	8	400,671
44	1	276,218			15	343,369	116	373,253	41	395,118	19	404,588
45					13	354,920	117	376,837	41	398,385	13	408,136
46			1	338,645	14	356,104	96	378,655	52	399,160	30	410,019
47			1	351,046	17	359,738	119	382,435	58	400,662	49	412,342
48					7	360,751	116	385,440	32	401,455	55	413,167
49					16	365,023	128	388,892	18	403,122	88	414,763
50			2	357,207	17	367,440	134	390,640	15	405,534	85	415,684
51					7	371,337	121	397,003	16	407,559	102	417,293
52					5	375,965	123	398,372	9	412,626	102	419,164
53					10	384,721	121	405,249	11	410,188	91	420,295
54					6	383,108	103	406,132	9	413,388	91	424,230
55					16	395,555	136	410,765	14	421,257	94	428,281
56					14	396,956	108	414,749	9	425,501	77	430,955
57					14	398,837	104	418,797	9	428,872	75	433,613
58					16	400,810	100	421,462	2	424,796	78	437,611
59					8	405,704	85	426,720	3	415,876	64	440,829
60歳以上												
計	1,557	199,816	1,357	236,258	2,114	280,548	3,911	362,653	627	390,630	1,219	419,479

警 察 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円
18歳以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37			1	383,332		
38						
39						
40						
41	1	410,116				
42	4	424,981				
43	5	421,252				
44	8	424,314	2	442,951		
45	9	427,792	3	444,357		
46	10	427,799	3	442,999	1	408,994
47	16	430,159	6	442,876		
48	12	431,088	7	446,768	2	453,268
49	17	434,932	14	448,399	6	453,362
50	26	433,794	10	448,794	4	453,973
51	33	436,379	15	452,031	6	453,237
52	30	439,410	8	453,181	9	455,612
53	24	443,762	14	454,588	16	457,675
54	19	446,876	8	456,076	15	457,053
55	21	448,402	11	456,532	18	460,258
56	26	452,437	8	457,103	14	459,259
57	14	454,335	11	457,993	14	460,047
58	14	456,665	7	457,981	7	462,858
59	13	460,720	12	459,706	21	464,635
60歳以上						
計	302	440,775	140	452,423	133	458,665

その6 大学教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		学長・副学長	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25	1	284,115								
26	2	239,607								
27	1	284,115								
28	2	259,155								
29	3	284,461	1	314,928						
30	5	301,691								
31	4	302,418	1	306,958						
32	8	305,746	1	317,650						
33	5	315,959	3	331,388	1	375,584				
34	9	316,786	1	322,802	2	374,469				
35	7	318,164	1	361,487	6	386,092				
36	8	327,261	3	346,843	5	368,212				
37	9	332,414	3	359,219	12	393,901				
38	3	345,514	1	375,873	6	397,587	1	415,584		
39	2	351,524			16	406,709				
40	7	355,813	2	368,729	10	408,147	1	448,992		
41	3	363,723	2	374,464	9	414,621	2	443,808		
42	1	346,324	1	403,380	9	418,652	4	453,433		
43	5	381,587	2	394,876	16	422,362	2	461,166		
44	1	389,648			15	426,632	1	478,080		
45	2	354,051	2	389,773	7	430,777	6	456,736		
46	2	367,666			7	424,306	9	470,251		
47			1	397,937	7	434,740	6	469,728		
48					8	433,287	3	493,859		
49	1	360,321	1	428,026	9	427,393	8	489,954		
50	3	384,020			5	442,921	8	496,747		
51	1	432,268			4	445,365	10	491,815		
52	2	402,811			3	441,447	14	499,207		
53	2	393,038	1	378,983	2	445,231	12	501,473		
54	1	435,257			6	451,908	8	508,101		
55	3	436,254			2	449,309	12	505,450		
56					3	466,351	17	503,613		
57					2	460,909	8	515,031		
58					4	465,339	19	513,229		
59					3	472,609	12	514,330	1	775,620
60歳以上					5	484,620	75	540,106	3	891,250
計	103	335,342	27	362,076	184	422,966	238	509,666	4	862,343

その7 高等学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			27	194,708						
23			43	199,939						
24			73	208,580						
25			101	215,469						
26			105	225,077						
27			117	235,082						
28			132	245,687						
29			135	256,571						
30	3	235,191	134	264,860						
31			139	275,361						
32	2	251,360	124	286,786						
33	3	266,652	137	294,986						
34	2	259,719	135	305,520						
35	2	268,419	150	314,955						
36	3	277,960	160	324,868						
37	2	265,065	160	333,672						
38	1	302,390	170	345,235						
39	4	287,469	170	356,380						
40	4	296,898	226	362,901						
41	3	300,672	197	372,341						
42	2	308,027	186	377,983	1	395,566				
43	6	311,267	196	384,856						
44	5	312,693	227	388,164	2	405,169				
45	3	316,581	201	392,600	4	404,223				
46	3	314,378	260	396,881	14	408,155				
47	2	316,727	321	400,118	22	411,192	1	427,488		
48			308	402,933	27	412,936	7	432,069		
49	4	331,213	352	404,266	21	414,971	8	435,492		
50			354	405,613	42	415,212	15	439,334		
51	1	338,351	338	406,602	33	416,785	26	443,151		
52	2	324,614	278	409,636	38	417,845	35	442,923	1	452,422
53			280	412,368	33	420,292	26	445,189	8	454,232
54			290	418,356	30	422,298	36	449,192	9	457,467
55			247	420,962	28	424,149	26	450,572	21	457,161
56	1	340,087	209	424,811	31	429,510	26	451,979	30	457,526
57			225	427,041	24	431,363	18	452,907	39	460,195
58			239	431,104	17	434,995	5	452,486	41	460,915
59			214	435,578	39	438,472	4	461,267	33	463,645
60歳以上										
計	58	296,489	7,360	368,867	406	421,417	233	446,447	182	459,753

その8 中学校・小学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円	人員	平均 給料額 円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			236	195,036						
23			395	200,133						
24			536	207,132						
25			647	214,275						
26			631	224,707						
27			629	236,659						
28			608	246,722						
29			598	258,334						
30			588	267,254						
31			584	278,095						
32			561	287,988						
33			581	297,508						
34			481	306,179						
35			445	315,367						
36			449	325,702						
37			436	335,126						
38			425	343,351						
39			490	353,139						
40			506	361,638						
41			479	367,302						
42			467	371,143						
43			567	378,369						
44			617	380,626	3	393,917	2	406,464		
45			472	382,776	33	393,514	6	407,632		
46			469	385,856	67	396,301	8	408,996		
47			541	388,516	94	399,148	27	412,693		
48			521	391,831	113	400,965	57	414,858		
49			453	394,159	114	402,405	61	416,840		
50			505	396,693	121	404,362	97	418,222	2	423,987
51			501	400,165	123	406,337	142	420,437	7	424,705
52			576	405,196	156	408,439	156	423,317	20	426,943
53			665	410,075	170	412,068	148	425,626	47	430,196
54			604	414,992	187	415,927	154	428,202	98	431,473
55			543	418,913	146	419,303	101	431,719	120	433,893
56			561	421,688	212	423,076	67	432,615	180	434,863
57			534	425,860	190	426,331	48	434,152	234	436,975
58			454	429,160	203	429,349	35	438,909	234	440,079
59			268	431,502	181	432,718	24	448,455	187	442,704
60歳以上										
計	0	—	19,623	337,278	2,113	415,177	1,133	425,016	1,129	436,866

その9 任期付研究員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33	1	320,760
34	1	356,724
35	1	320,760
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上		
計	3	332,748

その10 一般任期付職員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
	人	円
18歳以下		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31	1	220,155
32		
33		
34		
35	1	243,389
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54	1	456,276
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	576,300
計	4	374,030

第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布
その1 行 政 職

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
1							3				
2											
3											
4							2				
5		1		2	2						
6											
7		1			1					1	
8											
9	15	2					1		1		
10		6									
11	1	4					2				
12	23	64									
13	4	8	1	4			1				
14	1	12		1					1		
15	1	8	1	2							
16	10	27	5	6						2	
17	9	47	29	4						2	
18	4	28	39	11						9	
19	4	16	21	7	3					3	
20	11	42	22	15	1					4	
21	1	33	23	19							1
22	8	24	42	25						1	
23	2	26	26	20	1					1	
24	15	28	21	25	5					2	
25	5	34	16	22	1						
26	3	40	8	29	1					1	
27	1	17	14	28	4			1	1		
28	8	8	32	45	1						
29	60	4	25	10				7			
30	12	5	30	41	3			6			
31	14	4	19	33	4			8			
32	68	1	14	36	3		2	10	1		
33	14	2	21	41	6			8			
34	10	2	16	14	7		7	9			
35	14		22	49	4		5	3	1		
36	59		25	54	5		6	7			
37	17		20	44	3		13	10			
38	22	1	29	66	7		12	3			
39	11		15	58	2	1	9	3			
40	66	1	25	52	4		17	4			
41	15		20	15	6		26	4			
42	16		16	60	5		21	1			
43	13		23	51	9		35	1			
44	10		12	73	8	1	21	5			
45	2		18	66	5	3	26	3			
46	6		13	64	19	1	22	2			
47	1		15	57	16	4	13	2			
48	8		15	69	10	3	13	1			
49	7		13	17	12	9	9	3			
50	2		13	76	8	8	12				
51	1		15	57	5	12	5				
52	1		8	67	14	18	10				
53	2		9	64	15	8	8				
54	2		11	77	14	8	7				
55	2		7	65	15	15	6				
56	1		13	41	14	15	6				
57	1		7	48	17	12					
58	1		6	64	14	9	2				
59	2		2	47	16	11	2				
60	4		11	47	26	23	1				
61			2	43	25	23	1				
62			6	47	34	18					
63			8	55	27	23					
64			2	52	25	25	1				
65	1		2	52	26	36	7				

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
66			4	49	44	47					
67			2	54	46	30					
68			4	45	44	25					
69	1		3	52	64	22					
70			2	47	37	20					
71	1		4	76	52	23					
72			5	54	37	31					
73			1	57	72	36					
74				51	42	28					
75			1	58	68	35					
76				45	49	22					
77				55	62	29					
78			2	28	60	38					
79				30	88	29					
80			1	24	126	20					
81			2	17	85	41					
82			1	16	83						
83			3	10	112						
84			2	10	97						
85	1		4	10	82						
86			5	3	84						
87			4	5	88						
88			3	4	62						
89			2	131	42						
90			5		19						
91			1		17						
92			1		20						
93			2		84						
94			2								
95			1								
96			2								
97			2								
98			2								
99			2								
100											
101			1								
102			1								
103											
104											
105			1								
106											
107			1								
108											
109											
110											
111			1								
112											
113			48								
計	594	496	956	3,068	2,219	762	334	101	31	1	8,562
構成比	6.9%	5.8%	11.2%	35.8%	25.9%	8.9%	3.9%	1.2%	0.4%	0.0%	100.0%

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下第6表の各表について同じ。)

なお、この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名、行政職給料表が適用される一般任期付職員が4級20号給に1名、3級23号給に1名いる。

その2 研 究 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6		1				
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		4				
17		1				
18						
19		1			1	
20		1	1		1	
21			1		1	
22		2				
23			1		1	
24		1	1		1	
25					1	
26					2	
27		3			1	
28			3			
29					1	
30		1	1		3	
31		3	2		1	
32		1			3	
33		1	2		4	
34		2			1	
35					2	
36		2	1		2	
37		1			2	
38			2		1	
39		1				
40			2	1	2	
41		1	3	2	1	
42				2	1	
43				1	1	
44			3	1	2	
45		2	1	1	30	
46		3	1	2		
47		4	1	4		
48		1	3	2		
49		2	3	1		
50				3		
51		1	1	3		
52		2	4	2		
53			2	2		
54		1	3	5		
55		1	3	2		
56			1			
57			2			
58			3			
59			5			
60			1	1		
61		1		1		
62			2			
63				1		
64			1	1		
65			2	1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66				1		
67			2			
68						
69				2		
70			1	2		
71				1		
72			1			
73			1			
74				1		
75			1	1		
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計	0	45	68	47	66	226
構成比	0.0%	19.9%	30.1%	20.8%	29.2%	100.0%

その3 医師・歯科医師職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	6				
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32				1	
33					
34					
35					
36					
37					
38			1		
39			2	1	
40				1	
41					
42				1	
43					
44				1	
45					
46			1		
47					
48					
49			1		
50					
51				2	
52			1		
53					
54				1	
55					
56					
57				1	
58				1	
59					
60			1		
61					
62					
63				1	
64					
65			1	1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
66					
67					
68					
69					
70				1	
71				3	
72					
73				4	
74					
75					
76					
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	6	1	9	20	36
構成比	16.7%	2.8%	25.0%	55.5%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、医師・歯科医師職給料表が適用される一般任期付職員が4級73号給に1名いる。

その4 看 護 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52			1					
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
66			1					
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86			1					
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93				1				
94								
95			1					
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
計	0	0	4	1	0	0	0	5
構成比	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

その 5 警 察 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
1				1						
2										
3										
4				1						
5				1					1	
6										
7										
8	68					1				
9	13									
10	5									
11	56									
12	14		1					1		
13	13									
14	4		2							
15	50									
16	14		3			1				
17	21				1					
18	1		3	1						
19	53			1		1				
20	12		3	2	1					
21	20		7		1					
22	8		5	2						
23	55	3	7	2	1	1				
24	203		3	4	1					
25	72	19	9	6	1	2				
26	35	8	22	14	3	3				
27	189	88	6	14	2					
28	62	34	20	17						
29	65	17	11	15	4	3				
30	50	50	36	22	4	6				
31	192	32	11	16	2	4				
32	84	44	42	24		8				
33	39	141	24	29	7	4				
34	28	48	34	48	2	9				
35	30	59	16	20	5	3			1	
36	25	65	111	44	1	6			4	
37	17	42	76	24	8	5			2	
38	19	125	102	25	7	1	1		1	
39	18	50	59	24	9	2			6	
40	4	77	88	33	7	2			3	
41	2	44	74	29	11	4			3	
42	4	116	86	47	10	4		2	6	
43	1	59	77	33	18	4	1		3	
44		65	73	47	11	4		1	5	
45	1	42	42	45	17	5	1	1	9	
46		46	69	44	12	3	1	2	4	
47	1	43	57	29	11	5		1	7	
48	1	4	52	37	8	2	3	1	9	
49	1	4	45	32	13	1	1	5	12	
50		3	40	30	6	3	7	2	11	
51		5	36	45	19	3	3	4	6	
52		2	44	41	3	5	1	1	9	
53	2	5	42	39	11	2	4		31	
54		2	35	28	8	1	1	3		
55	1	2	29	52	9	2	1	6		
56		1	24	45	6	3	3	4		
57		1	20	60	12	3	4	1		
58	2		25	35	5	7	5	2		
59		1	19	52	11		4	2		
60	1	1	24	39	7	8	7	4		
61			23	40	12	7	5	7		
62			11	33	10	6	10	7		
63			13	32	12	5	9	9		
64		1	8	36	5	11	14	3		
65			13	51	15	5	5	6		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
66			9	37	11	24	8	7		
67		1	17	43	10	22	11	6		
68			15	41	12	34	14	7		
69		1	18	45	17	37	12	6		
70			7	25	20	43	20	4		
71		1	13	48	20	43	8	7		
72			10	27	16	52	11	4		
73			15	37	18	57	12	6		
74			7	27	15	58	7	7		
75			15	33	15	63	10	1		
76			12	28	18	65	10	3		
77		1	7	38	22	62	7	7		
78	1		8	23	5	49	9			
79			10	40	5	39	16			
80			7	27	4	41	8			
81			6	42	7	37	9			
82			6	19	6	45	11			
83			8	41	5	34	6			
84			4	22	2	31	5			
85			11	32	6	41	3			
86			2	13	3	35	4			
87			10	28	5	25	1			
88			5	18	6	19	3			
89			6	40	5	17				
90			2	13	6	17	3			
91			4	35	4	16	1			
92			4	25	5	8				
93			7	37	5	14	2			
94				24	3	3				
95			3	40	3	4				
96			3	25	1	4				
97			4	44		5				
98				27	2	2				
99			2	30	4	1				
100			1	18	2	1				
101			1	33		6				
102			4	30	2					
103			4	31						
104			3	25	1					
105			5	30	7					
106			3	34						
107			1	36						
108			2	36						
109			7	35						
110			5	34						
111			1	37						
112		1	1	35						
113			3	42						
114			3	42						
115			3	47						
116			3	42						
117			4	35						
118			3	34						
119			4	29						
120			1	48						
121			4	37						
122			3	33						
123		1	4	38						
124			4	45						
125			1	40						
126		1	1	28						
127			5	30						
128			4	28						
129			1	30						
130				25						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
131			2	32						
132				38						
133			3	25						
134		1	4	36						
135			1	31						
136			1	37						
137			4	180						
138			3							
139			4							
140										
141										
142			3							
143			8							
144			4							
145			2							
146			8							
147			6							
148			6							
149			6							
150			6							
151			3							
152			1							
153			2							
154			2							
155			2							
156			1							
157			4							
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
計	1,557	1,357	2,114	3,911	627	1,219	302	140	133	11,360
構成比	13.7%	12.0%	18.6%	34.4%	5.5%	10.7%	2.7%	1.2%	1.2%	100.0%

その6 大 学 教 育 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11				1	
12					
13					
14					
15			1		
16					
17					
18	1		1		
19	1	1			
20		1			
21			1	1	
22		1	1	1	
23		1	1	1	
24	1			1	
25		1	1	2	
26	1		2	1	
27			2		
28		1	2	1	
29			4	1	
30		1	1	4	
31		1	2	5	
32	2		4	2	
33			4	1	
34	2		3	3	
35	1	1		3	
36	1	1		2	
37	1		3	4	
38			1		
39	1		1	4	
40				3	
41				4	
42	2		5	3	
43		1	3	3	
44		2	4	2	
45	5		3	4	
46	1	1	3	1	
47	4	1	2	6	
48			1	1	
49	4		4	1	
50	2	1	2	3	
51	3	2	6	6	
52			3	4	
53	2	2	3	8	
54	1		3	7	
55	2	1	3	4	
56	2			7	
57	4		2	5	
58			3	4	
59		1	3	3	
60		1	4	1	
61	1	1	7	6	
62	4		4	5	
63	2		4	2	
64	1		3	5	
65	1		5	2	
66			2	3	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
67	3	1	2	4	
68	1		3	3	
69	1			3	
70	1		1	4	
71			2	8	
72			4	6	
73		1	4	3	
74	1		3	3	
75	1		7	5	
76	1		2	4	
77	1		2	5	
78			1	2	
79	2		2	5	
80			1	4	
81			1		
82			2	1	
83				3	
84			1	4	
85	1	1	2	2	
86	2		2	3	
87			1	2	
88			2	2	
89				21	
90					
91	2				
92			1		
93			2		
94					
95	3				
96					
97					
98			1		
99					
100			1		
101	1		1		
102					
103			4		
104			2		
105					
106					
107	1		1		
108	3		1		
109			8		
110					
111					
112					
113					
114	1				
115	1				
116	1				
117					
118					
119	1				
120					
121					
122					
123					
124	1				
125					
126					
127	1				
128					
129	19				
計	103	27	184	238	552
構成比	18.7%	4.9%	33.3%	43.1%	100.0%

(注)この表に示す人員の他、大学の学長、副学長が4名いる。

その7 高等学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		27				
18						
19		7				
20		25				
21		13				
22		8				
23		9				
24		32				
25		16				
26		18				
27		9				
28		43				
29		24				
30		24				
31		30			1	
32		41			1	
33		26			1	
34		22			1	
35		27			5	
36		41			6	
37		27			9	
38		38			11	
39		34			15	
40		32			14	
41		32			16	
42		37			16	
43		31			8	
44		51			7	
45		26			8	
46		28			14	
47		32			11	
48		27			9	
49		23			7	
50	2	41			7	
51		36			3	
52		37			4	
53		28			3	
54	1	42			2	
55		37				
56		21		1		
57		25			3	
58		32				
59		39		1		
60		32				
61	1	36		3		
62	2	35		2		
63		33		13		
64		25		17		
65	2	30		8		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		37		10		
67	1	42		7		
68		33		12		
69		35	2	9		
70	2	25		14		
71		44	1	16		
72		39		11		
73		35		7		
74		37	1	12		
75		40		20		
76		23		11		
77	1	37	2	7		
78		25	4	7		
79	2	39		8		
80		42	1	8		
81		45	1	6		
82	2	21	12	5		
83	1	35	6	4		
84		25	11	2		
85		46	9	4		
86		24	14	1		
87	1	20	15	1		
88		38	18	2		
89		33	8	2		
90	1	29	20			
91		38	12	1		
92		37	23			
93	1	40	13	1		
94	2	24	11			
95		45	15			
96	1	31	14			
97		36	17			
98		39	8			
99	2	38	10			
100		41	16			
101	1	66	13			
102		32	12			
103	2	40	15			
104	1	39	15			
105	1	57	16			
106	1	29	18			
107	1	38	8			
108		52	5			
109		46	6			
110		28	9			
111		36	5			
112		62	4			
113		57	3			
114	1	48	2			
115	2	46	4			
116		46	1			
117		43	4			
118	1	50	2			
119	2	41				
120		61				
121		32				
122	3	91				
123	1	47				
124	2	99				
125	2	41				
126	1	99				
127	2	71				
128		117				
129		45				
130		108				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131	1	137				
132		92				
133		81				
134	1	113				
135		109				
136		173				
137	1	138				
138		221				
139		101				
140		63				
141		74				
142		84				
143	1	68				
144		78				
145		82				
146		67				
147	1	72				
148		64				
149		66				
150		56				
151		73				
152		75				
153		76				
154		88				
155		100				
156	1	62				
157		89				
158		93				
159		75				
160		68				
161		58				
162		45				
163	1	36				
164		36				
165		51				
166		15				
167		35				
168	1	8				
169	1	64				
計	58	7,360	406	233	182	8,239
構成比	0.7%	89.4%	4.9%	2.8%	2.2%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、高等学校教育職給料表が適用される一般任期付職員が5級39号給に1名いる。

その 8 中学校・小学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14		1				
15						
16						
17		226				
18						
19		45				
20		271				
21		86				
22		86				
23		55				
24		343				
25		58				
26		110				
27		75			3	
28		384			1	
29		85			3	
30		140			2	
31		107			9	
32		183			12	
33		72			23	
34		294			16	
35		80			26	
36		183			40	
37		88			57	
38		189			74	
39		209			55	
40		143			85	
41		110			112	
42		137			92	
43		219			94	
44		108			69	
45		126			85	
46		134			57	
47		170			61	
48		103			29	
49		97			33	
50		182			23	
51		144			14	
52		137			14	
53		138			13	
54		183			7	
55		103			6	
56		143			3	
57		109			11	
58		188	1			
59		97				
60		80	1			
61		180				
62		134				
63		162				
64		89				
65		162				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		117				
67		147				
68		112		1		
69		120	1	3		
70		89	1	9		
71		84	1			
72		82		1		
73		118		13		
74		94	2	9		
75		85	2	10		
76		93	12	4		
77		95	7	7		
78		80	19	13		
79		88	21	18		
80		60	38	22		
81		83	6	30		
82		105	37	27		
83		70	38	27		
84		61	31	49		
85		91	33	31		
86		51	32	29		
87		112	28	35		
88		56	41	45		
89		79	40	44		
90		77	71	36		
91		86	42	29		
92		39	64	40		
93		81	23	45		
94		47	56	26		
95		76	26	39		
96		37	38	26		
97		108	19	33		
98		70	49	37		
99		95	39	40		
100		55	60	21		
101		86	20	36		
102		139	36	23		
103		141	31	31		
104		62	56	27		
105		82	29	35		
106		108	39	37		
107		95	49	24		
108		52	48	21		
109		86	46	30		
110		161	39	11		
111		112	49	15		
112		80	46	11		
113		75	62	33		
114		193	42			
115		140	63			
116		151	41			
117		68	61			
118		133	41			
119		140	74			
120		119	59			
121		51	74			
122		329	49			
123		143	42			
124		182	41			
125		41	97			
126		202				
127		152				
128		202				
129		55				
130		174				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		190				
132		128				
133		77				
134		131				
135		118				
136		123				
137		57				
138		231				
139		178				
140		207				
141		32				
142		215				
143		151				
144		64				
145		32				
146		118				
147		162				
148		113				
149		38				
150		119				
151		116				
152		137				
153		59				
154		140				
155		109				
156		152				
157		115				
158		94				
159		126				
160		140				
161		148				
162		132				
163		173				
164		176				
165		150				
166		118				
167		172				
168		145				
169		145				
170		86				
171		127				
172		80				
173		654				
計	0	19,623	2,113	1,133	1,129	23,998
構成比	0.0%	81.8%	8.8%	4.7%	4.7%	100.0%

その9 任期付研究員

号給	区分	人員	構成比
1		2	66.7%
2		1	33.3%
3			
計		3	100.0%

第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額

区 分		受 給 者 数	総 職 員 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
		人	%	円
扶 養 手 当		25,506	48.1	20,625
地 域 手 当		52,990	100.0	23,464
住 居 手 当	借 家 等 居 住 者	8,443	15.9	26,914
	自 宅 居 住 者	22,266	42.0	1,600
	計	30,709	58.0	8,560
通 勤 手 当	交通機関等のみ利用者	17,318	32.7	16,381
	交通用具のみ使用者	29,753	56.1	8,938
	交通機関等併用者 交通用具	1,783	3.4	24,918
	計	48,854	92.2	12,160
管 理 職 手 当		4,115	7.8	51,705

(注) 交通用具とは、自動車、自転車等をいう。以下第11表及び第12表において同じ。

第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数

区 分 給料表	扶 養 手 当 受 給 者	扶 養 親 族 数				
		配 偶 者 (13,000円)	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人 (11,000円)	配偶者以外の 扶養親族 (6,500円)	計	うち 特定期間 にある子 (5,000円)
	人	人	人	人	人	人
行 政 職	4,568	2,890	248	6,691	9,829	2,323
研 究 職	143	95	3	208	306	67
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	19	13	1	27	41	10
看 護 職	2	0	0	2	2	1
警 察 職	7,104	5,744	96	10,203	16,043	2,882
大 学 教 育 職	352	280	13	398	691	135
高 等 学 校 教 育 職	4,179	2,415	202	6,192	8,809	2,583
中 ・ 小 学 校 教 育 職	9,138	4,435	476	13,474	18,385	5,306
一 般 任 期 付 職 員	1	0	0	1	1	0
計	25,506	15,872	1,039	37,196	54,107	13,307
2 3 年	26,027	16,252	1,056	37,941	55,249	13,785

(注) 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布

区分 給料表	地域手当 受給者 人 員	内 訳					
		1級地		2級地		3級地	
		人 員	割 合	人 員	割 合	人 員	割 合
行 政 職	8,563	5,498	64.2	597	7.0	2,468	28.8
研 究 職	226	114	50.4	7	3.1	105	46.5
看 護 職	5	3	60.0	2	40.0	0	0.0
警 察 職	11,360	9,144	80.5	778	6.8	1,438	12.7
大 学 教 育 職	556	201	36.2	211	37.9	144	25.9
高 等 学 校 教 育 職	8,239	4,060	49.3	886	10.7	3,293	40.0
中・小 学 校 教 育 職	23,998	12,743	53.1	2,457	10.2	8,798	36.7
任 期 付 研 究 員	3	2	66.7	0	0.0	1	33.3
一 般 任 期 付 職 員	3	1	33.3	0	0.0	2	66.7
計	52,953	31,766	60.0	4,938	9.3	16,249	30.7
23年	53,158	31,826	59.9	4,912	9.2	16,420	30.9

(注) 医師・歯科医師職給料表適用者については、地域手当率は一律15%であるため、本表には含んでいない。

(医師・歯科医師職給料表適用者の人員数) 医師・歯科医師職 36名、一般任期付職員 1名

第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員

区分 給料表	住居手当 受給者 人 員	借 家 等 居 住 者					自 宅 居 住 者 人 員
		家賃等の月額 12,001円～ 23,000円	家賃等の月額 23,001円～ 57,000円	家賃等の月額 57,001円 以 上	計	借家等居住者 の平均手当月 額	
		人 員	人 員	人 員	人 員	円	
行 政 職	5,090	5	344	827	1,176	26,791	3,914
研 究 職	161	0	6	32	38	27,803	123
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	22	1	1	4	6	23,833	16
看 護 職	1	0	0	0	0	0	1
警 察 職	7,316	1	391	1,279	1,671	27,198	5,645
大 学 教 育 職	406	0	37	141	178	27,126	228
高 等 学 校 教 育 職	5,110	2	441	786	1,229	26,584	3,881
中・小 学 校 教 育 職	12,599	6	1,269	2,868	4,143	26,919	8,456
一 般 任 期 付 職 員	4	0	0	2	2	28,000	2
計	30,709	(0.2) 15	(29.7) 2,489	(100.0) 5,939	8,443	26,914	22,266
23年	30,707	(0.3) 21	(29.2) 2,336	(100.0) 5,713	8,070	26,880	22,637

(注) () 内の数字は、住居手当受給者（借家等居住者）合計に対する家賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額

区分 給料表	運賃等負担額				平均運賃等 負担額
	55,000円以下	55,001円以上 63,000円以下	63,001円以上	計	
行政職	4,890	82	85	5,057	17,926
研究職	118	3	1	122	21,618
医師・歯科医師職	19	1	1	21	24,930
看護職	4	0	0	4	22,197
警察職	7,864	20	31	7,915	17,291
大学教育職	218	10	9	237	25,599
高等学校教育職	1,655	3	14	1,672	17,413
中・小学校教育職	4,060	2	7	4,069	14,257
任期付研究員	2	0	0	2	17,527
一般任期付職員	2	0	0	2	21,943
計	(98.6) 18,832	(99.2) 121	(100.0) 148	19,101	16,964
23年	(98.6) 18,808	(99.2) 113	(100.0) 152	19,073	16,989

(注) 1 人員には交通機関等と交通用具の併用者（1,783人）を含む。

2 () 内の数字は、通勤手当受給者（交通機関等利用者）合計に対する運賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・
交通用具使用距離階層別人員分布

区分 給料表	自 転 車 等								自 動 車 等															
	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上	計	6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満					
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
行 政 職	228	35	0	1	1	0	0	265	585	414	350	300	274	215	195	158	127	86	65					
研 究 職	8	3	0	0	0	0	0	11	25	14	5	1	15	10	8	4	4	5	2					
医 師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
看 護 職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0					
警 察 職	458	107	15	1	2	1	0	584	389	192	181	221	207	215	196	184	159	109	91					
大学教育職	8	4	0	0	0	0	0	12	68	42	12	19	7	5	10	22	12	5	1					
高 等 学 校 教 育 職	192	54	8	1	1	0	0	256	1,107	1,149	849	786	529	415	350	237	169	115	83					
中 教 育・ 小 学 校 教 育 職	974	168	10	2	0	0	0	1,154	5,179	4,268	2,910	1,953	1,243	754	484	263	171	99	57					
任 期 付 研 究 員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
一 般 任 期 付 員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0					
計	1,869	371	33	5	4	1	0	2,283	7,355	6,080	4,307	3,280	2,276	1,614	1,244	868	642	419	299					
23年	1,828	359	32	6	2	0	0	2,227	7,318	6,196	4,300	3,287	2,331	1,636	1,267	912	593	433	282					

区分 給料表	自 動 車 等																	計	合計
	46km 以上 50km 未満	50km 以上 54km 未満	54km 以上 58km 未満	58km 以上 62km 未満	62km 以上 66km 未満	66km 以上 70km 未満	70km 以上 74km 未満	74km 以上 78km 未満	78km 以上 82km 未満	82km 以上 86km 未満	86km 以上 90km 未満	90km 以上 94km 未満	94km 以上 98km 未満	98km 以上 102km 未満	102km 以上 106km 未満	106km 以上 110km 未満	110km 以上		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
行 政 職	47	38	35	24	22	15	19	15	4	3	8	0	4	1	1	1	27	3,033	3,298
研 究 職	1	0	0	3	1	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	105	116
医 師・ 歯科医師職	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3
看 護 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
警 察 職	60	72	51	25	24	17	16	8	2	5	0	0	0	2	1	0	2	2,429	3,013
大学教育職	1	1	1	2	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	2	216	228
高 等 学 校 教 育 職	61	42	19	17	9	7	3	5	2	3	2	1	3	0	0	1	2	5,966	6,222
中 教 育・ 小 学 校 教 育 職	41	24	15	13	6	7	2	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	17,496	18,650
任 期 付 研 究 員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
一 般 任 期 付 員 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計	212	178	121	84	63	46	45	32	9	14	12	3	7	3	3	2	35	29,253	31,536
23年	198	189	123	81	59	37	39	32	11	15	10	10	3	4	8	6	25	29,405	31,632

(注) 人員には、交通機関等と交通用具の併用者（1,783人）を含む。

第 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,816事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

- (2) 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

3 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記2の(1)に該当する事業所を組織・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、418事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集 計

- (1) 調査実人員 初任給関係1,154人（行政職に相当する調査実人員1,103人）、初任給関係以外の調査職種15,935人（行政職に相当する調査実人員13,729人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は127,770人であり、行政職に相当するものは98,680人である。）
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 376	事業所 71	事業所 41	事業所 54	事業所 149	事業所 61
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	21	9	0	1	7	4
製 造 業	195	24	20	32	78	41
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業	65	19	8	8	24	6
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業	34	9	6	3	13	3
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	18	8	1	6	3	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	43	2	6	4	24	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所418所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた416所に占める調査完了事業所376所の割合(調査完了率)は、90.4%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務	新 卒 事 務 員	大 学 卒	194,038	195,253	191,020	※ 185,097
		短 大 卒	171,809	172,273	-	※ 170,000
		高 校 卒	157,044	158,809	156,840	※ 153,680
技 術	新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,201	202,374	199,616	181,349
		短 大 卒	177,571	177,811	※ 175,425	x
		高 校 卒	159,022	159,565	157,939	※ 154,780
関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	197,558	198,928	194,201	182,745
		短 大 卒	175,243	175,660	※ 175,425	※ 171,683
		高 校 卒	158,718	159,522	157,532	154,484
そ の 他	新 卒 船 員	海上技術学校卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	x	-	x	-
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 199,599	-	x	x
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	227,946	x	※ 228,295	-
	新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	-	-	-	-
		高 校 卒	x	-	x	-
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	x	x	-	-
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	246,215	※ 246,643	x	-
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 216,000	x	x	-
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	-	-	-	-
	準 新 卒 看 護 師	養成所卒	225,742	※ 224,833	※ 216,000	x
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	x	x	-	-	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成21年3月大学卒業後、平成21年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成24年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査実人員が10名以下であることを示す。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等
その1 公民給与比較の対象職種
1 規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級			
			きまつて 支給する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)					
支店(支社)長	44	50.4	721,466	0	721,466	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照			
	34	50.8	772,519	0	772,519					
	4	48.5	600,932	0	600,932					
	5	49.3	536,465	0	536,465					
	1	x	x	x	x					
	28	53.2	680,089	609	679,480			構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)		
	18	53.5	704,869	883	703,986					
	1	x	x	x	x					
	9	53.2	627,313	0	627,313					
	-	-	-	-	-			-	-	-
	事務部長	430	51.5	649,618	255			649,363	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
		349	51.3	661,483	312			661,171		
22		50.0	677,344	0	677,344					
57		53.1	578,112	37	578,075					
2	59.0	579,492	0	579,492						
技術部長	320	51.6	654,721	1,480	653,241	同 上				
	256	51.3	671,163	925	670,238					
	19	53.1	601,898	231	601,667					
	43	52.8	578,511	5,386	573,125					
2	56.3	653,044	0	653,044						
事務部次長	144	48.9	580,175	32,962	547,213	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職				
	114	48.2	597,685	36,197	561,488					
	5	53.1	546,946	12,341	534,605					
	25	50.8	524,348	25,029	499,319					
-	-	-	-	-	-	-	-			
技術部次長	140	48.7	635,638	3,052	632,586	同 上				
	111	48.8	660,362	2,835	657,527					
	12	49.3	589,340	9,625	579,715					
	17	47.9	502,598	251	502,347					
-	-	-	-	-	-	-	-			
事務課長	903	47.3	522,811	5,091	517,720	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職				
	653	46.7	536,188	5,211	530,977					
	79	47.1	475,952	7,824	468,128					
	162	49.6	488,862	3,693	485,169					
9	54.2	531,538	0	531,538						
技術課長	932	46.6	549,631	5,197	544,434	同 上				
	656	45.6	557,468	4,176	553,292					
	87	47.0	552,773	8,927	543,846					
	186	50.1	516,641	7,762	508,879					
3	47.5	574,001	0	574,001						
事務課長代理	177	42.4	433,877	40,252	393,625	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職				
	122	40.6	434,622	36,866	397,756					
	19	40.8	390,026	54,743	335,283					
	34	51.0	450,064	43,718	406,346					
2	50.0	484,949	114,416	370,533						
技術課長代理	171	46.9	468,444	51,692	416,752	同 上				
	63	42.3	442,134	31,354	410,780					
	15	41.7	447,715	32,199	415,516					
	91	49.8	485,489	66,863	418,626					
2	54.7	476,745	1,824	474,921						
事務係長	915	43.2	417,670	41,073	376,597	係の長及び係長級専門職				
	534	41.6	421,946	42,212	379,734					
	88	42.6	387,020	25,710	361,310					
	289	46.3	417,503	42,784	374,719					
4	55.4	505,266	95,798	409,468						
技術係長	754	43.2	454,961	68,279	386,682	同 上				
	280	41.2	440,748	65,460	375,288					
	70	42.9	426,480	36,906	389,574					
	391	44.2	467,453	73,532	393,921					
13	48.8	437,137	87,871	349,266						
事務主任	409	40.7	372,850	36,781	336,069					
	219	39.2	388,724	40,129	348,595					
	75	41.8	336,201	31,277	304,924					
	112	43.2	365,379	33,698	331,681					
3	36.9	410,686	44,224	366,462						
技術主任	513	41.9	439,990	49,260	390,730					
	346	40.8	442,947	43,607	399,340					
	42	40.5	400,644	49,834	350,810					
	124	45.5	446,182	65,204	380,978					
1	x	x	x	x						
事務係員	4,717	36.2	325,161	36,905	288,256					
	2,449	33.7	341,808	43,091	298,717					
	842	37.4	292,180	25,375	266,805					
	1,400	39.8	313,599	32,448	281,151					
26	47.9	333,564	28,714	304,850						
技術係員	3,132	34.8	366,303	62,440	303,863					
	1,621	32.6	376,502	66,015	310,487					
	356	34.8	357,269	64,392	292,877					
	1,127	37.6	353,513	56,661	296,852					
28	43.3	357,947	56,709	301,238						

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	40	50.8	747,183	0	747,183	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職10級、特10級
	33	51.1	784,216	0	784,216		
	3	47.3	599,757	0	599,757		
	4	50.5	545,328	0	545,328		
工場長	20	53.5	727,783	864	726,919	構成員50人以上の工場(取締役兼任者を除く。)	同上
	14	53.4	743,864	1,121	742,743		
	1	x	x	x	x		
	5	55.8	690,586	0	690,586		
事務部長	248	51.2	663,026	266	662,760	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	206	51.0	679,974	315	679,659		
	10	49.2	574,056	0	574,056		
	31	52.8	593,897	68	593,829		
技術部長	223	51.2	712,521	638	711,883	同上	同上
	196	50.9	714,058	696	713,362		
	9	51.5	679,346	520	678,826		
	17	55.4	705,843	0	705,843		
事務部次長	82	49.0	586,039	48,482	537,557	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	68	48.3	594,162	55,430	538,732		
	4	54.4	557,168	14,511	542,657		
	10	51.4	547,430	18,905	528,525		
技術部次長	97	49.1	697,023	2,355	694,668	同上	同上
	85	48.8	698,340	2,628	695,712		
	8	51.1	658,911	0	658,911		
	4	52.8	738,000	0	738,000		
事務課長	546	47.4	538,182	4,936	533,246	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職8級、9級
	425	46.8	547,249	5,280	541,969		
	32	46.5	484,888	9,808	475,080		
	84	50.6	514,221	1,854	512,367		
技術課長	684	46.6	572,631	4,267	568,364	同上	同上
	506	45.6	573,879	3,009	570,870		
	70	47.2	567,900	8,370	559,530		
	106	51.6	568,094	8,658	559,436		
事務課長代理	95	41.5	442,900	39,459	403,441	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職6級、7級
	75	40.3	440,193	38,625	401,568		
	6	40.2	376,054	31,802	344,252		
	14	53.6	517,208	52,770	464,438		
技術課長代理	129	47.6	483,395	56,535	426,860	同上	同上
	43	41.8	455,160	24,001	431,159		
	7	40.5	462,136	27,097	435,039		
	77	50.3	497,153	74,223	422,930		
事務係長	538	43.8	435,566	39,408	396,158	係の長及び係長級専門職	行政職4級、5級
	328	42.1	433,164	38,886	394,278		
	50	43.5	409,724	22,041	387,683		
	159	47.8	448,888	45,608	403,280		
技術係長	423	43.7	468,852	59,595	409,257	同上	同上
	120	42.0	456,971	44,750	412,221		
	50	43.6	440,565	28,113	412,452		
	249	44.3	477,264	68,440	408,824		
事務主任	208	40.7	396,215	39,479	356,736	行政職3級(一部は4級、5級)	
	113	38.9	415,529	42,094	373,435		
	31	42.2	352,702	25,941	326,761		
	61	43.7	382,916	42,019	340,897		
技術主任	387	42.5	453,642	44,992	408,650	同上	
	279	41.3	452,760	39,557	413,203		
	23	41.8	407,881	32,527	375,354		
	85	46.7	470,091	66,321	403,770		
事務係員	2,677	35.9	335,477	40,810	294,667	行政職2級	
	1,491	33.3	347,572	47,056	300,516		
	439	37.2	297,160	25,650	271,510		
	732	40.4	332,040	36,473	295,567		
技術係員	15	46.5	326,911	37,077	289,834	同上	
	2,104	34.7	372,841	64,067	308,774		
	1,134	32.6	385,069	68,340	316,729		
	216	34.4	357,145	66,251	290,894		
高校卒	738	37.6	358,076	57,056	301,020	同上	
	16	42.6	353,518	54,535	298,983		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店(支社)長	4	47.1	502,280	0	502,280	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職8級、9級
	大学卒	1	x	x	x	x		
	短大卒	1	x	x	x	x		
	高校卒	1	x	x	x	x		
	工場長	7	53.6	578,636	0	578,636	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	4	54.1	560,129	0	560,129		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	52.9	602,837	0	602,837		
	課長	146	52.4	631,055	218	630,837	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	118	52.0	635,514	272	635,242		
	短大卒	8	50.9	735,488	0	735,488		
	高校卒	19	54.9	563,165	0	563,165		
	技術部長	76	53.0	541,789	366	541,423	同上	同上
	大学卒	47	52.9	547,483	140	547,343		
	短大卒	10	54.4	540,070	0	540,070		
	高校卒	18	52.1	527,534	1,185	526,349		
	事務部次長	47	48.6	583,249	11,911	571,338	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
	大学卒	35	48.2	611,914	0	611,914		
	短大卒	1	x	x	x	x		
	高校卒	11	49.7	524,314	39,151	485,163		
技術部次長	29	48.3	496,559	166	496,393	同上	同上	
大学卒	19	49.1	523,380	19	523,361			
短大卒	2	52.2	478,181	0	478,181			
高校卒	8	45.9	447,864	489	447,375			
事務課長	320	47.2	501,784	5,434	496,350	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級、7級	
大学卒	206	46.5	517,874	4,925	512,949			
短大卒	42	47.5	469,809	7,014	462,795			
高校卒	68	49.0	463,820	6,503	457,317			
技術課長	187	46.1	482,617	8,979	473,638	同上	同上	
大学卒	121	45.4	500,500	9,401	491,099			
短大卒	14	45.9	485,376	7,314	478,062			
高校卒	51	47.7	439,480	8,604	430,876			
事務課長代理	69	44.2	427,768	44,974	382,794	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級	
大学卒	39	41.4	432,953	34,510	398,443			
短大卒	11	42.3	419,478	87,605	331,873			
高校卒	17	49.8	414,049	39,423	374,626			
技術課長代理	25	43.7	399,228	39,689	359,539	同上	同上	
大学卒	15	43.6	399,360	44,627	354,733			
短大卒	5	42.7	412,414	55,235	357,179			
高校卒	5	44.8	386,180	9,383	376,797			
事務係長	305	42.4	398,483	45,130	353,353	係の長及び係長級専門職	行政職4級	
大学卒	168	40.6	407,624	49,271	358,353			
短大卒	29	40.5	378,249	33,927	344,322			
高校卒	106	45.3	388,086	40,843	347,243			
技術係長	267	42.3	437,380	90,016	347,364	同上	同上	
大学卒	135	40.4	432,126	86,299	345,827			
短大卒	16	41.3	401,843	71,133	330,710			
高校卒	107	44.2	449,939	97,506	352,433			
事務主任	133	40.8	359,372	41,874	317,498	行政職3級(一部は4級)		
大学卒	79	39.7	368,263	44,214	324,049			
短大卒	30	41.1	343,149	50,633	292,516			
高校卒	24	43.6	350,013	26,918	323,095			
技術主任	64	38.8	409,431	91,331	318,100	同上		
大学卒	38	37.7	408,830	87,719	321,111			
短大卒	9	37.2	393,054	90,637	302,417			
高校卒	17	42.7	420,960	100,861	320,099			
事務係員	1,592	36.6	313,386	31,785	281,601	行政職2級		
大学卒	771	34.5	335,885	36,196	299,689			
短大卒	308	37.7	291,542	27,038	264,504			
高校卒	506	38.8	290,097	28,107	261,990			
技術係員	817	35.3	336,092	55,464	280,628	同上		
大学卒	409	32.5	322,694	51,597	271,097			
短大卒	122	36.3	362,956	58,430	304,526			
高校卒	278	37.9	339,145	58,323	280,822			
高中卒	8	48.9	426,599	81,574	345,025			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
工場長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	x	x	x	x		
事務部長	36	48.7	635,778	389	635,389	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	25	48.9	636,807	595	636,212		
短大卒	4	49.3	974,650	0	974,650		
高校卒	7	48.2	547,178	0	547,178		
技術部長	21	50.2	502,930	15,520	487,410	同上	同上
大学卒	13	50.3	517,916	8,981	508,935		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	8	50.1	485,044	23,326	461,718		
事務部次長	15	50.0	521,502	0	521,502	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同上
大学卒	11	47.9	564,029	0	564,029		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	52.5	472,159	0	472,159		
技術部次長	14	46.3	438,377	15,786	422,591	同上	同上
大学卒	7	47.2	437,825	16,590	421,235		
短大卒	2	41.0	463,140	48,437	414,703		
高校卒	5	47.8	427,592	0	427,592		
事務課長	37	45.9	458,737	4,048	454,689	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級
大学卒	22	45.8	475,281	7,659	467,622		
短大卒	5	48.5	468,874	0	468,874		
高校卒	10	45.1	428,296	0	428,296		
技術課長	61	47.7	433,052	5,464	427,588	同上	同上
大学卒	29	47.5	427,338	6,896	420,442		
短大卒	3	46.1	478,794	42,325	436,469		
高校卒	29	47.9	435,172	1,136	434,036		
事務課長代理	13	43.5	343,042	21,018	322,024	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
大学卒	8	43.1	338,015	16,795	321,220		
短大卒	2	35.5	287,868	25,620	262,248		
高校卒	3	46.9	371,643	29,349	342,294		
技術課長代理	17	45.4	438,312	23,613	414,699	同上	同上
大学卒	5	42.6	478,597	54,327	424,270		
短大卒	3	43.2	472,190	3,080	469,110		
高校卒	9	47.4	408,513	15,076	393,437		
事務係長	72	42.3	363,847	32,496	331,351	係の長及び係長級専門職	行政職4級
大学卒	38	41.8	377,948	34,692	343,256		
短大卒	9	45.7	311,891	15,776	296,115		
高校卒	24	41.0	357,297	33,240	324,057		
技術係長	64	42.1	398,066	43,841	354,225	同上	同上
大学卒	25	40.8	390,571	43,970	346,601		
短大卒	4	39.5	333,831	24,301	309,530		
高校卒	35	43.2	410,848	46,381	364,467		
事務主任	68	40.7	311,338	15,715	295,623	行政職3級(一部は4級)	同上
大学卒	27	39.0	307,624	15,984	291,640		
短大卒	14	42.1	281,214	11,200	270,014		
高校卒	27	41.4	334,217	18,318	315,899		
技術主任	62	39.5	333,314	38,024	295,290	同上	同上
大学卒	29	38.2	320,804	29,768	291,036		
短大卒	10	38.9	378,593	74,508	304,085		
高校卒	22	41.1	330,016	30,757	299,259		
事務係員	448	36.6	269,233	19,426	249,807	行政職2級	同上
大学卒	187	34.3	284,184	23,717	260,467		
短大卒	95	36.6	252,944	14,301	238,643		
高校卒	162	38.8	263,116	18,104	245,012		
技術係員	211	35.8	295,616	41,026	254,590	同上	同上
大学卒	78	34.5	299,115	43,247	255,868		
短大卒	18	34.1	294,550	55,726	238,824		
高校卒	111	36.8	296,218	37,671	258,547		
中 学 卒	4	41.5	233,435	28,636	204,799		

その2 公民給与比較の対象外職種
規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種						
電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	6	54.1	262,821	7,555	255,266	
守衛	1	x	x	x	x	
用務員	17	52.1	316,590	32,183	284,407	
海事 関係 職種						
船長・機関長	35	55.4	710,948	0	710,948	
一等航海士・一等機関士	27	42.2	538,952	16,506	522,446	
二等航海士・二等機関士	29	34.7	447,971	14,918	433,053	
三等航海士・三等機関士	4	24.3	445,240	83,811	361,429	
運航士	-	-	-	-	-	
甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種						
大学学長・副学長・学部長	9	61.0	879,458	0	879,458	
大学准教授	126	58.4	762,946	17,933	745,013	
大学准講師	88	45.6	577,914	12,564	565,350	
大学助教授	56	41.3	503,816	9,199	494,617	
大学助手	22	41.5	555,366	2,284	553,082	
高等学校校長	14	42.8	533,079	3,463	529,616	
高等学校教頭	4	62.9	672,278	4,545	667,733	
高等学校教諭	8	57.5	684,759	5,962	678,797	
高等学校教諭	108	44.1	518,290	6,372	511,918	
研究 関係 職種						
研究所長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	33	46.4	659,984	443	659,541	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	23	42.6	526,818	13,322	513,496	構成員3人以上の室（係）の長
主任研究員	140	41.1	553,650	59,206	494,444	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
研究員	192	31.1	376,016	43,873	332,143	
研究補助員	35	28.7	307,590	54,631	252,959	
医療 関係 職種						
病院院長	2	54.0	2,250,400	0	2,250,400	部下に医師又は歯科医師5人以上
副院長	10	49.6	1,535,936	65,949	1,469,987	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医科長	5	47.7	1,398,896	27,845	1,371,051	部下に医師又は歯科医師1人以上
医科医師	54	43.6	1,245,294	22,080	1,223,214	
歯科医師	1	x	x	x	x	
薬局薬剤師	10	51.2	453,549	10,618	442,931	部下に薬剤師2人以上
診療放射線技師	64	32.8	319,337	29,144	290,193	
臨床検査技師	65	37.6	391,111	59,204	331,907	
栄養士	75	36.9	312,154	31,005	281,149	
理学療法士	50	34.8	259,854	15,438	244,416	
作業療法士	127	30.5	302,322	23,969	278,353	
作業療法士	100	29.6	287,521	13,947	273,574	
看護師	5	54.8	600,178	0	600,178	部下に看護師長5人以上
看護師	80	46.6	427,313	31,590	395,723	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	372	37.6	339,808	50,022	289,786	
准看護師	208	44.4	302,991	35,956	267,035	

第 16 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	36.5	(4.8)	(95.2)	(0)	63.5
	500人以上	44.6	(7.2)	(92.8)	(0)	55.4
	100人以上500人未満	34.8	(2.9)	(97.1)	(0)	65.2
	50人以上100人未満	19.9	(0)	(100.0)	(0)	80.1
高 校 卒	計	18.0	(9.8)	(90.2)	(0)	82.0
	500人以上	18.4	(11.9)	(88.1)	(0)	81.6
	100人以上500人未満	18.9	(3.7)	(96.3)	(0)	81.1
	50人以上100人未満	14.3	(24.9)	(75.1)	(0)	85.7

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 17 表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

項目 役職段階 企業規模		定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	計	85.1	40.7	71.5	38.4	14.9
	500人以上	89.9	42.6	79.3	52.0	10.1
	100人以上500人未満	83.7	41.1	66.0	31.2	16.3
	50人以上100人未満	74.8	33.9	63.9	18.6	25.2
課 長 級	計	73.6	28.2	61.4	31.1	26.4
	500人以上	69.9	22.6	61.2	37.3	30.1
	100人以上500人未満	77.6	33.2	61.1	29.3	22.4
	50人以上100人未満	73.3	30.2	62.5	18.6	26.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 18 表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係 員		1.9	6.7
課 長 級		3.1	6.8

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第 19 表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	(参考) 県職員の支給月額
配 偶 者	14,340	13,000
配 偶 者 と 子 1 人	20,330	19,500
配 偶 者 と 子 2 人	25,985	26,000

(注) 支給月額、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備 考 職員の場合、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	計	55.8	44.2	48.1	51.9	45.9	54.1
	500人以上	59.0	41.0	45.6	54.4	43.1	56.9
	100人以上500人未満	56.3	43.7	52.2	47.8	49.5	50.5
	50人以上100人未満	44.7	55.3	44.6	55.4	44.2	55.8

第 21 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	13.3	13.3	7.2	7.2
30%	31.5	44.8	19.0	26.3
29%	0	44.8	0	26.3
28%	0	44.8	0	26.3
27%	2.9	47.6	3.6	29.9
26%	0	47.6	0	29.9
25%	52.4	100.0	70.1	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	90.5
非 支 給	9.5

(単位：%)

支 給 形 態		事 業 所 割 合	
運賃相当額制	全額支給制	16.1	72.0
	制限支給制		28.0
距 離 段 階 別 定 額 制		79.7	
一 律 定 額 制		1.1	
そ の 他		3.1	

(注) 支給形態別の事業所割合は、交通用具使用者に対する通勤手当を支給する事業所を100とし、全額支給制及び制限支給制の割合は、運賃相当額制の事業所を100とした割合である。

第 3 生計費関係資料

平成24年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」（総務省）等の大分類項目に対応する。

食 料 費	…………	食 料
住 居 関 係 費	…………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服・履 物 費	…………	被服及び履物
雑 費 I	…………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	…………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成24年4月の費目別標準生計費を算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（神戸市・勤労者世帯）における平成24年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別・世帯人員別生計費換算乗数

平成23年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表

神戸市における費目別・世帯人員別
標準生計費（平成24年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,930	36,130	45,410	54,690	63,970
住居関係費	42,910	45,620	41,920	38,230	34,530
被服・履物費	4,610	6,370	8,210	10,050	11,890
雑 費 I	22,280	39,840	52,080	64,310	76,540
雑 費 II	9,170	26,250	28,480	30,700	32,910
合 計	104,900	154,210	176,100	197,980	219,840

<参考> 費目別・世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
	食 料 費	0.501	0.629	0.758
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑 費 I	0.363	0.474	0.585	0.697
雑 費 II	0.434	0.471	0.507	0.544

第 4 労働経済関係資料

第24表

民間給与等の推移

年 目 月	① きま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				② 所 定 内 給				
	全 国		兵 庫 県		全 国		兵 庫		
					(調査産業計)		一般労働者	(調査産業計)	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
22 年 度	291.4	0.5	270.7	0.8	267.4	△ 0.2	0.1	245.5	0.2
23 年 度	291.7	0.0	269.9	△ 0.3	267.6	0.1	0.0	244.4	△ 0.4
23年 4 月	293.1	△ 0.9	272.1	0.5	269.2	△ 0.6	△ 0.4	246.6	0.2
5 月	288.6	△ 0.6	269.0	0.2	265.9	△ 0.3	△ 0.1	244.6	0.0
6 月	292.5	△ 0.2	270.1	△ 0.2	269.3	0.0	0.0	244.5	△ 0.7
7 月	291.9	△ 0.1	270.0	△ 0.1	268.2	0.1	0.2	244.4	△ 0.3
8 月	290.4	△ 0.3	268.3	△ 0.5	267.3	△ 0.3	△ 0.1	243.7	△ 0.5
9 月	292.2	0.0	269.1	△ 0.9	268.8	0.1	0.1	244.5	△ 1.0
10 月	293.9	0.2	269.1	△ 0.6	269.1	△ 0.1	0.0	243.0	△ 0.7
11 月	293.4	0.2	273.0	0.6	268.2	0.1	△ 0.2	246.2	0.4
12 月	293.7	△ 0.1	269.1	△ 0.5	268.5	△ 0.1	△ 0.1	241.4	△ 1.0
24年 1 月	287.6	0.0	268.1	△ 0.2	263.4	△ 0.3	0.2	243.5	△ 0.3
2 月	290.3	0.5	268.7	△ 0.3	265.7	0.4	0.3	243.8	△ 0.2
3 月	292.5	1.2	271.8	△ 1.0	267.7	1.1	0.9	246.5	△ 0.7
4 月	293.0	0.8	273.0	△ 0.3	268.1	0.3	0.5	248.3	0.0
5 月	289.0	1.1	268.3	△ 0.9	265.2	0.6	0.6	244.8	△ 0.6
6 月	290.4	0.2	272.0	0.1	266.6	△ 0.1	0.1	248.2	0.8

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）

兵庫県企画県民部統計課 毎月勤労統計調査地方調査（事業所規模30人以上）

- (注) 1 兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 2 前年度比・前年同月比の値については、平成22年平均=100とした指数を基礎としている。ただし、③の兵庫県については、指数化されていないため、実数を基に人事委員会で計算した。
 3 ②の兵庫県一般労働者の前年度比・前年同月比の値については、統計データを基に人事委員会で加工作成している。

与 県	③ 所 定 外 給 与 (調査産業計)				④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		
	全 国		兵 庫 県		全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	
一般労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
	△ 0.9	24.0	8.7	25.2	6.8	149.5	146.6	12.0	13.1
	△ 0.3	24.1	0.0	25.5	1.0	149.8	147.3	12.0	13.0
	0.4	23.9	△ 3.1	25.5	3.4	152.1	151.8	11.8	13.7
	0.4	22.7	△ 3.4	24.4	1.9	142.2	140.3	11.2	12.8
	△ 0.4	23.1	△ 1.7	25.6	4.4	155.1	152.9	11.5	13.2
	△ 0.2	23.7	△ 1.2	25.6	1.7	152.5	149.5	11.9	13.3
	△ 0.4	23.1	△ 2.7	24.6	△ 0.8	148.4	144.3	11.4	12.5
	△ 0.5	23.4	△ 0.8	24.6	0.0	150.4	147.9	11.9	13.2
	△ 1.0	24.8	2.3	26.1	△ 0.6	150.0	147.5	12.3	13.7
	△ 0.6	25.1	1.2	26.8	1.9	152.1	150.8	12.3	14.0
	△ 0.8	25.2	1.2	27.7	4.2	150.1	148.2	12.7	14.4
	△ 0.7	24.2	2.6	24.6	0.8	140.9	137.5	12.0	11.2
	△ 0.2	24.7	2.5	24.9	△ 0.9	151.4	147.4	12.3	11.6
	0.3	24.8	3.0	25.2	△ 3.6	152.6	149.6	12.8	12.2
	0.4	24.9	4.8	24.7	△ 3.0	153.6	150.8	12.7	12.0
	0.1	23.8	6.1	23.4	△ 4.0	148.3	143.5	12.1	11.0
	1.0	23.8	4.1	23.8	△ 7.0	154.9	151.9	12.0	11.1

第25表 鉱工業生産指数等の推移

年 目 月	① 鉱工業生産指数	② 常用雇用指数	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率	⑤ 消費 (二人以上)	
	兵庫県	全国 (調査産業計)	全国	兵庫県	全国 (季節調整値)	全国	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
22年度	11.4	△ 0.1	0.56	0.53	5.0	287.6	△ 1.5
23年度	3.2	△ 0.2	0.68	0.61	4.5	284.0	△ 1.3
23年4月	2.6	0.0	0.62	0.58	4.7	292.6	△ 2.5
5月	8.8	△ 0.1	0.62	0.58	4.6	276.2	△ 1.6
6月	6.1	0.0	0.63	0.58	4.7	265.8	△ 3.9
7月	3.3	0.0	0.65	0.59	4.7	280.0	△ 1.8
8月	5.1	△ 0.1	0.66	0.60	4.4	282.0	△ 3.9
9月	0.7	△ 0.1	0.67	0.61	4.2	270.0	△ 1.9
10月	3.9	△ 0.4	0.68	0.61	4.4	285.6	△ 0.6
11月	4.1	△ 0.1	0.69	0.61	4.5	273.4	△ 3.8
12月	0.4	△ 0.3	0.71	0.63	4.5	328.1	0.3
24年1月	5.0	△ 0.2	0.73	0.65	4.6	283.1	△ 2.1
2月	1.1	0.0	0.75	0.66	4.5	267.9	2.7
3月	△ 3.0	△ 0.2	0.76	0.68	4.5	303.8	4.1
4月	△ 3.5	△ 0.2	0.79	0.68	4.6	301.9	3.2
5月	△ 4.2	0.0	0.81	0.69	4.4	287.9	4.3
6月	△ 9.4	△ 0.1	0.82	0.70	4.3	269.8	1.5

資料出所：①兵庫県企画県民部統計課 ②厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）③厚生労働省 ④総務省統計局 労働力調査
 ⑤総務省統計局 家計調査 ⑥総務省統計局 小売物価統計調査 ⑦日本銀行
 (注) 1 ①については平成17年平均=100、②、⑥、⑦については平成22年平均=100（ただし、⑦の平成22年度については平成17年平均=100）
 とした指数を基礎としている。
 2 ①の兵庫県における前年度比の値については、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。
 3 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。
 (1) ④は、平成22年度及び平成23年度については岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果、平成23年4月～8月分については補完推計値を用いた参考値となっている。
 (2) ⑤は、平成23年度及び平成23年4月～12月分については、調査票を回収できなかった地域について、東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより推計されている。

支 出 の 世 帯)		⑥ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)			⑦ 国 内 企 業 物 価 指 数
		全 国	人 口 5 万 以 上 の 都 市	神 戸 市	全 国
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
289.2	△ 2.0	△ 0.4	△ 0.4	0.1	0.7
285.9	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.0	1.4
293.7	△ 4.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6	1.8
277.0	△ 2.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	1.6
269.1	△ 3.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	1.9
282.2	△ 3.1	0.2	0.2	0.1	2.2
282.3	△ 4.4	0.2	0.1	0.0	2.2
272.1	△ 1.8	0.0	△ 0.1	0.0	2.0
287.2	0.0	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1	1.3
275.5	△ 3.3	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.6	1.3
331.9	2.3	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.8
283.9	△ 1.6	0.1	0.1	0.2	0.3
272.1	4.4	0.3	0.3	0.6	0.4
303.2	3.6	0.5	0.5	0.7	0.3
304.7	3.7	0.4	0.4	0.5	△ 0.4
288.7	4.2	0.2	0.1	0.3	△ 0.7
271.5	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.0	△ 1.4